

「京都御備」としての安政期の湖北通船路開鑿事業

—— 彦根藩と小浜藩との対立を軸とした通説の根本的再検討を通じて ——

鈴木 栄 樹*

はじめに —— 通説への疑問 ——

幕末安政期に、日本海側の敦賀（湾）と琵琶湖北部の塩津などとの間に通船路（以下、湖北通船路と表記）—— とは言っても、川船の利用と道路の整備とからなる —— を開鑿する事業が計画、実施されたことについては、すでに先学の研究によって知られている¹⁾。その概要は、次のようなものである。

嘉永7年（1854）2月17日付で「京都御備之御趣意」をもって、米を初めとする北国からの荷物の通船路を、湖北の海津村（高島郡、大和郡山藩領）・大浦村（浅井郡、近江膳所藩領）・塩津浜村（浅井郡、大和郡山藩領）（以下、湖北3カ村と略記）のうちいずれへなりとも取り開きになった場合に故障、すなわち不服を申し立てない旨、上記3村から京都町奉行宛に請書が提出された。発起人は、敦賀の町人数名と言われ、金主は糸割符商人村瀬孫助（孫祐、孫介とも表記）と小浜藩御用達小林金三郎といういずれも京都の町人である。その後1年半以上が経過して、安政2年（1855）9月中下旬に京都東西町奉行所の与力・同心らによって具体的なルートの実地検分が行われ、開鑿事業が緒に就いた。さらに、安政3年夏には京都町奉行から幕閣に対して工事の許可が申請され、これに対して同年12月13日に京都所司代脇坂安宅を通じて京都西町奉行浅野長祚に対して許可がおりた。そして、安政4年2月末から工事が開始され、6月中には完成し、ついで12月下旬から米の運送が始められたという。

この湖北通船路開鑿事業については、「井伊家史料」のなかで「堀割一件」として多くの関連史料が残されている。そして、それらの史料を使ったこれまでの研究のなかで、次のような通説が形成されてきた。それは、①この湖北通船路開鑿事業は、表面上「京都御備」を理由にしてはいるものの、実際は小浜藩主で元京都所司代の酒井忠義が敦賀（敦賀藩は小浜藩の支

*すずき えいじゅ 京都薬科大学薬学部

藩)の繁栄を意図して企てたものであり、通船路の実現が様々な点で自藩に不利益をもたらすと考えてあくまで阻止しようとしたものの果たしえなかった彦根藩主井伊直弼側との対立構図を描き、②これを安政の大獄の前史として位置づけるというものである。

しかしながら、この通説①については、比較的最近の杉江進氏の研究によっても、「[「運河」計画については、これを推進した幕府や小浜藩には殆ど史料が残っておらず、反対した彦根藩が収集した史料から検討する事になり、その実態は今一つあいまいである」と述べられている(杉江論文75~76頁)。

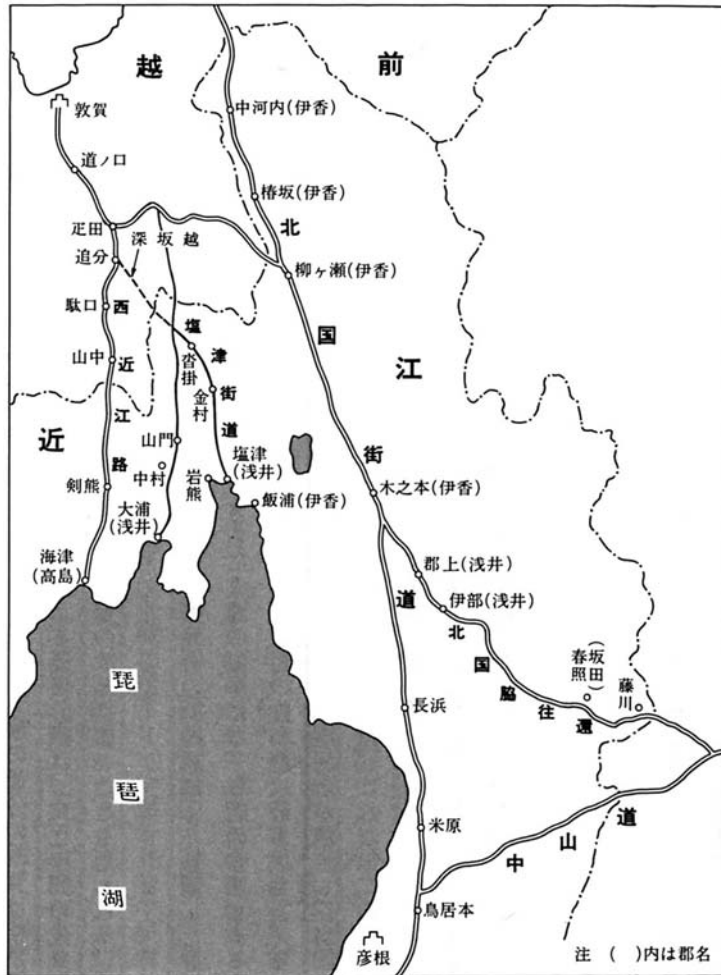
また、通説②について、渡辺政則・桜井郁夫両氏が「この運河問題では彦根藩と小浜藩とが対立しているが、安政五年九月二日小浜藩主酒井忠義を直弼の腹心として京都所司代に赴任させているなど多くの問題点〔説明すべき、という意味か〕を残す結果となった」(渡辺・桜井論文60頁)と述べ、また中島葉子氏が「この計画をめぐって対立していた井伊家と酒井家だが、安政五年六月二十六日、忠義は直弼の腹心として再び京都所司代に任命されている」(中島論文84頁)と記しているように、湖北通船路開鑿をめぐって対立した酒井をなぜ井伊は京都所司代に任じ、また酒井はなぜ安政の大獄では彦根藩側に立ったのかという根本的な疑念が解決されないでいる。

ところで、以上のような通説の枠組みは、すでに1960年代半ばに吉田常吉氏によって提起されたものである。同氏は、1991年に刊行された『安政の大獄』の「序」において次のように述べている。

筆者がかつて東京大学史料編纂所で彦根の『井伊家史料』を編纂していたとき、史料の中に「堀割一条」と題する史料群があった。〔中略〕「堀割一件」を通じて、運河推進派と反対派があり、安政の大獄がその延長線上にありとすると、大獄は後者、すなわち運河反対派の直弼を盟主として断行され、前者、すなわち運河推進派の正弘に抜擢登用された能吏は、大獄では被害者の立場に置かれる。〔中略〕この構想は『井伊家史料』編纂当時から、筆者が抱いていたものであって、すでに昭和四十年十月、所内で行われた研究会で「越前湖北間の運河の開削と彦根藩の立場」と題して発表したところであった。

吉田氏が述べていることは、運河推進派である「老中首座阿部正弘に抜擢登用された有能な幕吏」たちと、彦根藩・井伊直弼を中心とする「運河反対派」との対立が生じ、その延長線上に安政の大獄があったとするものである。推進派とされる人々は、小浜藩主酒井忠義と老中阿部正弘以外では、京都所司代脇坂安宅(播州竜野藩主)、勝手方勘定奉行川路聖謨、そして京都西町奉行浅野長祚らである。他方、老中堀田正睦、公事方勘定奉行石谷穆清、京都東町奉行岡部豊常らが反対派として括られている。

「京都御備」としての安政期の湖北通船路開鑿事業（鈴木）



〔出典〕 吉田常吉『安政の大獄』

付図：敦賀・湖北間要図

ここで確認しておきたい第1の点は、前者の推進派の人々について、吉田氏は、「何故彼らが直弼に反感を抱くのか明らかでない」と認めていることである。また第2点は、通船路開鑿事業の首謀者とされ、さんざんに酷評され、警戒されていた酒井忠義が、通船路開通から1年後、井伊直弼が大老に就任する（安政5年4月23日）と、6月26日に直弼の「腹心」として再び京都所司代に任じられ（京着は9月3日、～文久2年6月）、安政の大獄において関係者捕縛の指揮を任されたという事実について、吉田氏は、直弼が「朝廷対策を重視していた」ため、「老練な元所司代酒井忠義を起用しようとした」と説明され、この人事は、「堀割問題で煮え湯を飲まされたことがある」直弼にとっては「断腸の思いの決断」であり、「屈辱的な人事をあ

えてした」とかなり大胆な推測をしていることである²⁾。

筆者は、2011年発表の「幕末の鴨川水害と鴨川浚計画」³⁾において、従来の通説は、彦根藩側の誤認識を鵜呑みにして立論されてきたものであり、湖北通船路開鑿事業の実際の推進者が酒井忠義ではなく、京都西町奉行浅野長祚であり、それを老中阿部正弘と勘定奉行川路聖謨らが支えていたと述べておいた。これは、湖北通船路開鑿事業を京都側から見直すことであり、通船路開鑿の公式理由とされた「京都御備」との関わりでとらえ直すことである。これまでの研究は、酒井忠義を敵視し、「京都御備」を小浜藩側の企図を隠蔽するうわべの理由にすぎないと考える彦根藩側の誤認識に捕らわれてしまったため、通船路開鑿事業の本来の目的とその経過を明らかにすることができなかつたばかりでなく、そのことによって通船路関係の史料の発見自体を不可能にしてしまった。通船路開鑿事業の目的を文字通り「京都御備」にあったとすることで、関係史料が小浜藩・酒井家側に残されていない理由も納得しうるのであろうし、逆に京都関係史料のなかに重要な史料を発見することも可能になるのである。加えて、この事業をめぐる対立を安政の大獄の前史として整合的に位置づけることも可能になる。前稿では簡単にふれるにとどめざるをえなかつた論題を本稿では正面にすえて展開したい。

本稿では、「1.「井伊家史料」による湖北通船路開鑿事業の再構成」において、基本的な史料である「井伊家史料」を上記の視点から読みなおすことで、これまで看過されてきた事実のもつ意味を明らかにする。まず、通船路開鑿事業に対する彦根藩・井伊直弼側の反対論の理由について確認し、ついで工事許可に至る過程の特徴的な点を2点挙げ、それらの理由として西町奉行与力下田耕助からの「内実発起人」が朝廷であるという情報を示し、他方、首謀者とされた小浜藩・酒井忠義側の立場について、それが彦根藩・井伊直弼側の誤認識であったことを彦根藩関係者自身が認識するにいたつた経緯を明らかにする。また、以上の検討作業を通じて、彦根藩・井伊直弼側が、通船路工事の実際の推進勢力として、老中阿部正弘・勘定奉行川路聖謨・所司代脇坂安宅・西町奉行浅野長祚というラインを遅まきながらも把握していったことを強調する。

次に、「2. 京都関係史料による湖北通船開鑿事業の再構成」では、湖北通船路開鑿が鴨川浚などととも、すでに天保期に東町奉行与力平塚飄斎の述作「賑京私議」のなかで京都の繁栄策・賑恤策として提起されていたこと、嘉永5年に西町奉行に着任した浅野長祚が、平塚の構想をうけて鴨川浚と同様に湖北通船路の開鑿に着手したこと、しかしペリー来航、とくに嘉永7年9月のブチャーチンの露艦が大坂湾に進入するなど軍事的な脅威が強まるなかで湖北通船路にもたんなる繁栄策・賑恤策としてだけでなく、京都警衛という対外的・国防的な観点がつけ加わり、他方、嘉永7年4月に京都守護を拝命した彦根藩・井伊直弼と所司代・町奉行とくに西町奉行らとの間に両者の権限をめぐる軋轢が生じ、また彦根藩が要求する陣屋地をめぐる依然として酒井が疑惑の対象とされ、湖北通船路の事業もその渦中に巻き込まれることで問

題が複雑化したこと、最後に通船路事業の金主となった町人たちの関わり方にふれることで、同時期の鴨川浚事業などとの資金調達面での共通点を指摘する。

なお、紙幅の関係で、井伊直弼大老就任後に酒井忠義が所司代に再任され、安政の大獄が始まる経緯については、別に考察の機会をもちたい。

1. 「井伊家史料」による湖北通船路開鑿事業の再構成

（1）通船路開鑿に対する彦根藩の反対論 ——「潤助」と「御深密之御趣意」——

彦根藩・井伊直弼側が、なぜ湖北通船路の開鑿を執拗なまでに妨害しようとしたのか⁴⁾。ある意味では異常にさえ見えるその阻止運動の大きな理由の一つは、すでに指摘されていることではあるが、経済的な利害に関わるものであった。通船路の開通によって、第1に、北国からの廻米が大量に流入し、大津に置かれた彦根藩の米蔵で扱う米価の下落につながると考えられた。第2に、北国街道沿いの彦根藩領内の宿駅（米原・長浜・木之本・柳ヶ瀬・椿坂・中河内）と、北国脇往還 —— 中山道の関ヶ原宿から北上し、伊吹山麓を回って木之本で北国街道に合流する —— 沿いの宿駅（藤川・春照・伊部・郡上）が衰退する —— 史料中では「潤助を失」うというように表現される —— ことが懸念された。

彦根藩は、前藩主直亮時代の弘化4年（1847）2月15日に、川越藩とともに相州警衛を幕府から命ぜられ、ついでペリー来航後の嘉永6年（1853）11月14日には江戸湾内海の羽田・大森辺へと警衛替えになった。こうした遠隔地の警衛に必要とされる兵員・兵備の充足はきわめて大きな負担を藩財政にもたらした⁵⁾。ついで嘉永7年4月9日には直弼の宿願でもあった京都守護を命じられるものの、その直前の6日に内裏が炎上し、翌安政2年12月には「禁裏造営手伝」、すなわち造営費用の負担を命じられた⁶⁾。加えて、嘉永7年9月の露艦の大坂湾進入により在京の兵員増強を命じられるなど、藩財政はいっそう窮乏していった。「誠ニ相州以来莫太之物入ニて、必至と勝手向指問、当惑いたし候折柄、御手伝金被仰付、確と指問候」という状況であった（安政4年正月5日付の宇津木景福の在藩城使今村忠右衛門宛覚書、四-7、17頁）。通船路の開鑿は、こうした財政状況をさらに悪化させるものとして危機的に受けとめられたと考えられる。

もう一つの大きな理由は、先の京都守護拜命と関わる。彦根藩が京都守護に任じられることは、同藩の家格に相応するものとして、すでに前藩主直亮時代からの井伊直弼の持論であり、宿願でもあった。安政3年12月13日に工事許可が町奉行においてまもない安政4年正月5日付で、井伊直弼が老中堀田正睦と阿部正弘へ宛てた願書(案)は次のように述べ、工事の「御沙汰止」を懇請していた（五-2、2頁）。

【史料 1】

先達て中家来共より申立候儀も、内実一通り之儀にては無之、元来本道之外北国より湖辺え通路は有之間敷筈ニ相心得居候処、此度新規之往還相立候ては、代々心配致居候御守護向、且当城之要害ニ付、心得方も相違之筋有之、第一御深密之御趣意ニも相触候儀ニ付、御達濟ニ相成候儀、私より彼是申立候ては如何ニ候得共、今一応御勘考被下、御沙汰止ニ相成候様、御取計之儀相成間敷哉、此段相願申候

「御深密之御趣意」とは、彦根藩が、家康以来3代にわたる将軍から京都を守護すべく彦根城を拝領したとの意味である。「新規之往還」、つまり通船路の開鑿は、彦根城の軍事的な防禦に差し障りを生じさせるというのである。また、後者と関連して、彦根藩所管の柳ヶ瀬の関所の存在意義に影響するという点も反対理由の1つに挙げられていた。

しかし、彦根藩のこうした反対論は、すでに湖北3カ村の請書が提出された段階において所司代や町奉行に受け入れられてはいなかった。すなわち、京都留守居の山下兵五郎(昌義)が嘉永7年2月に町奉行所へ通船路の件について内問したところ、通船路は「堀通しニは無御座候間、湖水減水可相成義ニ無之、且敦賀より疋田・山中村等え継送り候道筋之義ニ候えは、柳ヶ瀬御関所とは道筋も違ひ、其上右三ヶ浦并道筋共当〔彦根藩〕領分外之儀ニ付、此度弥御目論見御座候共、〔町奉行所から彦根藩へ事前に〕御問合ニ可相成訳ニも有之間敷」旨の内答があった(四-137, 349頁)。ここにも記されているように、通船路のいずれのルートも彦根藩領外であったことは、実現阻止をはかる同藩にとっては絶対的に不利な点であった。

このように通船路事業の推移過程からは疎外されていたがゆえに、彦根藩側は「御深密之御趣意」をますます前面に押し立てて通船路の阻止を図ろうとした。安政4年正月5日、老中と折衝するために江戸に向かって出立する城使今村忠右衛門に対して宇津木六之丞が与えた覚書は、「代々厚く心得被居候御深密之御趣意ニも振^(触)レ候事ニ付、潤助筋等にて彼是申立候てハ不宣」、「家来より潤助ヲ失ひ迷惑之趣申立候段行違ひ」であり、「当家より申立候事も、元ハ損益筋ニ抱^(持)り候事と公辺にてハ御察情も可有之と残念至極、中々左様之筋にて心配いたし候訳ニハ無之段」を説明するよう指示していた(五-7, 15頁以下)。つまり、当初は「潤助筋」=「損益筋」という自藩領の経済的な利害を挙げていたことを家臣の「行違ひ」だったとして撤回し、あらためて「御深密之御趣意ニも振^(触)レ候事」という一種の大義名分を前面に押し立てる方針へと切り替えられたのである。しかし、この「御深密之御趣意」、すなわち京都守護の意味するところをめぐって所司代や町奉行との軋轢が生じたことについては次章で見るとおりである⁷⁾。

（２）「極密之取捌」としての湖北通船路開鑿事業

湖北通船路開鑿事業についてきわめて特徴的なことは、その発企にいたる過程もさることながら、嘉永7年2月の湖北3カ村による請書提出によって計画が表面化して以降、安政3年12月13日に工事許可がおりるまでの過程が厚いベールに覆われていたことである。そして、こうした機密性が、小浜藩・酒井忠義に対する彦根藩・井伊直弼側の疑心暗鬼をさらに強めることとなった。

『井伊家史料』に収録されている史料群から窺えるように、井伊直弼は、側近の長野義言（主膳）や公用人宇津木景福（六之丞）らを通じて間接的に、あるいは直接に老中堀田正睦や公事方勘定奉行石谷穆清らから情報収集を試みた。こうした情報収集においては、さかんに「入魂」という表現が使われ、時として金品など音物の供与が伴っていた⁸⁾。しかし、そうした努力も空しく、彦根藩側は必要な情報を得られないまま安政3年12月13日を迎えることになった。

この日、京都東町奉行（岡部豊後守豊常）公用人大久保弥兵衛から彦根藩京都留守居山下兵五郎（昌義）宛に急報が入った——「若州筋新川堀割之義、当夏中江戸伺ニ相成居、是迄何之御沙汰も無御座候処、伺之通御下知有之、今日所司代より西御役所え伺濟御達し御座候、扱々珍事ニ御座候」（四-174、462頁）。同年夏に幕府へ申請していた許可が西町奉行浅野長祚に対しておりたのであるから、申請者も浅野であったと考えてよい。東町奉行公用人の大久保ですら、それまで何の沙汰もなかったところへ寝耳に水の工事許可であり、「扱々珍事」と表現せざるをえなかったのである。安政2年9月の現地検分の際には、西町奉行与力1名・同心2名のみでなく、東町奉行の同心・与力各1名も加わっており⁹⁾、そのことは彦根藩側も把握していたから、工事許可がおりるまでに東町奉行関係者へも何らかの情報があって当然と考えられていたのであろう。

この知らせは、即日、山下ら留守居中から同藩家老中へ知らされた。そこには、「此間中方々御入魂仕候得共、当夏以来之通りニて別段何之御沙汰も無御座趣」と聞いていたところ、大久保から別紙の内報があったと述べていた（同前）。ついで翌日には、同様の知らせが西町奉行与力渡辺金三郎¹⁰⁾から長野義言に宛てて伝えられた（四-175、463頁）。

工事許可がおりたことを知った井伊直弼は、すぐさま18日付で老中首座堀田正睦へ書状（案）を認め、「誠ニ以驚入候次第」と述べたうえで工事の見合わせを嘆願して次のように述べた（四-175、463頁）。

【史料2】

元来此目論見、江戸表之御構ニハ相成不申義、於京都ニても数十年是迄通りニて御不都合も無之、此度新規之目論見、実とは申セハ下方より申立候義ニて、夫ニ若州之欲心殊之外

手廻り候様子、京都ニては浅野・脇坂、江戸表ニては川路等か手ヲ組、此期ニ及候次第、実々公儀御為方ニて被仰出候義ニ候得は、彼是申立候所存も無之候得共、前文之次第、表ハ京都御便利を申唱候得とも、必竟下ノ勝手より目論見候事、近来海岸騒敷御時節柄、京地ニ於ても一旦之処ハ御便宜敷候共、詰ル処御不為御不安心之基、御為筋とハ更々心得不申候

「於京都ニても数十年是迄通りニて御不都合も無之」というのは、当時の状況認識としてはかなり甘いと言わざるをえない。それはともかく、井伊は「下方」、つまり町人たちによって発企された開鑿事業を酒井忠義が「欲心」から利用し、さらに西町奉行浅野長祚と所司代脇坂安宅、そして勘定奉行川路聖謨らが「手ヲ組」んだ結果、「此期」、すなわち工事許可がおりるに至ったのだと考えたのである。

同じ日、井伊は勘定奉行石谷穆清にも堀田宛と同様の一書を認めたが、この書状には、このほど承知したところによると、町奉行では与力など彦根藩へ出入りの者たちに「此一義当家へ洩ス間敷段」を「誓紙」にして差し出させたようだと記してもいた。また、12月21日付の同じく石谷穆清宛の直弼書状案は「上方ニては密々ノ取捌」、「最初より極密之取捌ニて一向内実を漏し不申、相分り兼候」などと記していた。彦根藩の妨害を警戒して、徹底した機密化が図られていた様子が知られる。

通船路開鑿が許可される過程の機密性をさらに際立たせるのは、直弼が書状を宛てた老中首座堀田正睦すらも、そこに関与していなかったことである。安政2年9月に京都町奉行与力・同心によって実地検分がなされた直後の10月9日——同月2日の安政大地震の混乱のなか——、阿部正弘は突如として老中首座を溜問詰大名に推されて再任した堀田に譲った。とはいえ、堀田は外国掛であり——10月17日に「外国事務取扱」を命ぜられる——阿部は勝手掛老中として依然通船路問題の裁量権を保持していた¹¹⁾。吉田常吉氏が「堀割促進派の機密が保持されたのは、正弘の意を体した勝手掛の勘定奉行松平近直・川路聖謨・水野忠徳の三人が、井伊派である公事方の同役石谷穆清にも漏らさず、目付大久保忠寛まで口が固く、また阿部派と見られる京都西町奉行の浅野長祚も箝口令を敷いたからであった¹²⁾」と述べているように、勘定奉行のなかにあつて公事方の石谷もまた通船路問題の埒外に置かれていたのである。実際、安政3年12月26日付で石谷穆清は井伊直弼宛の書状のなかで、「堀割一条ニハ何か深き意味有之事」(四-205, 534~5頁)と述べざるをえないような立場に置かれていたのである。

(3) 工事許可手続きにおける「不筋之義」

通船路問題の機密性と関わるが、もう一つの特徴的な点は、その許可にいたる手続きが、それまでの定法とは大きく異なっていると理解されていたことである。安政3年12月21日付石

谷穆清宛の井伊直弼書状は、「是非江戸より公役今一度見分可有筈之事と承り候、此度は前後ニ成候事哉、又はか様之時節柄ニ付、是迄之規定ヲ外れ早々取懸候計策有之歟、此辺之処も御取調御頼申入候」（四-185, 483頁）と依頼していた。通船路開鑿許可にいたる過程が「是迄之規定ヲ外れ」ているというのである。そして、「京師模様探り兼」るので、彦根藩の役方の間でも評議が一決しないと、直弼は気をもんでいた。なお、ここで井伊が「か様之時節柄」、すなわち対外的に緊迫した状況が「是迄之規定ヲ外れ」ることを可能にする場合もありうると考えていた点に注意しておきたい。

ついで、関連する【史料3】（四-188, 499頁）・【史料4】（四-191, 507頁）・【史料5】（四-205, 536頁）を掲げておく（いずれも安政3年）。

【史料3】 12月22日 石谷穆清書状 井伊直弼宛

例之堀割一条、〔中略〕右は密々之取扱之由、既ニ佐倉公〔堀田正睦〕杯ニも一向存不被申候由、右ニハ深キ訳柄有之事と奉存候、若州主謀ニて川路杯之扱と押量り候、一躰右様之義ハ是非役々見分候義可有之、京都町奉行一手等ニ可被仰付御用柄ニハ無之、唯々支配国之訳計ニて京都町奉行へ被仰付候ハ甚以不筋之義ニ御座候、夫是深キ意味ニて右様ニ成行候事と恐察仕候

【史料4】 12月23日 城使富田権兵衛用状 在藩側役宛

一体右様之義は必三奉行・大小御目付等存寄御尋之上、関東より場所見分之者軽キ御役人ニても被指越候上、御治定ニ相成候御法故、右様之義有之間敷事と存居候処、何とも不審千万之義、仍て篤と思考致候得は、兼ても申候通り浅野中務、川路左衛門とは無二之中故^{〔申〕}、兩人厚申談、諸御役人之評議有之候ては故障之基ニ付、極秘ニて取調、右之意味合辰之口〔阿部正弘〕え程能吹込候義にも可有之哉に被察候

【史料5】 12月26日 石谷穆清書状 井伊直弼宛

一体御規定〔によれば〕役辺ニて得と評議仕、其上ニて其筋役人見分之上ならてハ被仰渡相成兼候筋合ニ候処、^{〔密〕}密々ニ被仰渡、閣老之内ニも一向存不申候てハ、必々成就ハ仕間敷と奉存候

湖北通船路のような普請は、三奉行や大小目付に意見を聞いたただしたうえ、幕府から実地検分の役人——上席とは言わないまでも——を派遣してから決定するのが「御法」であるのに、そうしたことがなされないまま工事の許可にいたったこと、また当該地域が京都町奉行の支配国であるとはいえ、同奉行へ「一手」に任されるようなものではなく、これらの理由から、

工事許可の指令がおりたことは「甚以不筋之義」,「何とも不審千万之義」であると考えられていたことがわかる。

通船路のルートは、所領が複雑に入り組んでいた地域であった。塩津浜村は郡山藩領、大浦浜村は膳所藩領、海津宿も郡山藩領、その内に加賀藩領の家数70余軒があり、塩津街道の杓掛村は郡山藩領、山門村は吉田藩領であった(中島論文78~79頁)。

また、京都町奉行の支配国という点については、享保7年(1722)に地方訴訟についての公事訴訟(水論・山論・境論など)の裁判管轄の範囲が変更され、それまで京都町奉行の管轄していた上方8カ国(摂津・河内・和泉・播磨・山城・大和・近江・丹波)のうち摂津・河内・和泉・播磨の4カ国が大坂町奉行へ移管され、その結果、京都町奉行が管轄することになった山城・大和・近江・丹波の4カ国を意味する¹³⁾。

すでに、安政2年9月24日付での筋奉行¹⁴⁾の高橋新五左衛門から城使へ宛てられた用状において、「越前敦賀より塩津外式ヶ浦え通船路一条、今般右場所京都より為見分出役被罷越候儀ニ付、京之御支配国ニ候え共、他えも拘り候筋ニ付、同所え之被仰立ニは無之、江戸表にて被仰立候訳ケニも相見へ、孰れとも難決処も有之」(四-99, 250頁)と記していた。「京之御支配国」である近江国のほか管轄外である敦賀を含んでいたことから、京都町奉行と江戸の幕閣とのどちらが主体的に動いているのか、彦根藩側では判断に悩んでいたことがわかる。

これまでの研究で、通船路の首謀者を彦根藩側の理解に沿って小浜藩主酒井忠義としてきた理由の一斑として、幕政上における京都町奉行の位置づけないしは権限が軽視されていたことがあるように思われる。「唯々支配国之訳計にて」、あるいは「京之御支配国ニ候え共」というように述べられてはいるが、逆に言えば、井伊が記しているように「か様之時節柄」、すなわち対外的に緊迫した状況下においては、「京之御支配国」という根拠によって京都町奉行が主体となって実施することも可能であったわけである——後述するように、敦賀から疋田までの工事は小浜藩の担当であったが、町奉行の指示を受けていた。言い換えれば、対外的な契機と朝幕関係の変化によって、京都町奉行の「御支配国」とその周辺への権限が強められたと言うこともできるのではないだろうか。

しかし、安政4年にはいと、浅野に対して次のような見方が出てきた。3月上旬頃と推測される井伊直弼の脇坂安宅宛書状(案)は、同年早春より、浅野が通船路を見分することになっていたので、「御用先と存、役方之者共へも馳走向嚴重ニ申付、又湖西浦々ニても乗船用意等嚴重之趣承候処、終ニ無其儀相止」んだ、すなわち準備万端整えていたところ検分が中止されたことに対して、「公辺よりも御諸司代よりも御沙汰無之事にて候故、自然下々之者共、町奉行之私〔私意〕より申出候事と相心得候様にては、行々〔幕府の〕御用之御威勢も薄く可相成」と批判的な見方を伝えていた(五-55, 127~8頁)。また、5月8日付で石谷穆清が井伊直弼に宛てた書状では、浅野が工事の進捗具合の検分のため現地へ「内々相越」したことにつ

いて、「是ハ何事哉、鎮台之御役職ニも^{〔擧〕}抱り可申、扱々恐入候事ニ御座候」と述べ、浅野が鎮台、すなわち所司代の役職にまで手を出していると強く批判していた（五-78、127～8頁）。同書状は、また、「所司代と浅野上々之中^{〔仲〕}ニ候処、近来大キ不和相成候趣、何様不審成事ニ候」と述べているが、それが事実とすれば、浅野の町奉行としての権限の強まりが、脇坂との不和に至る背景にあったことも推測される。ちなみに脇坂は、それからまもない8月11日に老中へと転任し、井伊直弼の大老時代にわたって在職している（～万延元年11月29日）。

ところで、浅野のこうした権限の強まりは、幕府中枢にいた阿部と川路とが支えていた。**【史料4】**において、富田権兵衛が「浅野中務、川路左衛門とは無二之中故、兩人厚申談、諸御役人之評議有之候ては故障之基ニ付、極秘ニて取調、右之意味合辰之口〔阿部正弘〕え程能吹込候義にも可有之哉に被察候」と記していた。富田の推測とは異なり、阿部はもっと積極的な役割を果たしていたから、阿部が安政4年6月27日に急死したことは、浅野や川路にとっては大きな痛手となったであろう。

以上見てきたことからあきらかなように、「極密之取捌」「不筋之義」を推し進めていたのが、浅野長祚と川路聖謨の2人であったことを彦根藩・井伊直弼側は、この段階でかなり明確に認識していたのである。それにもかかわらず、依然として酒井忠義を首謀者として考えていたのはなぜか、それは、のちほどふれることにしたい。

（4）西町奉行与力下田耕助からの極秘情報 ——「内裏ニ相手方有之候姿」——

彦根藩側からの妨害を避けるための「極密之取捌」に加え、「不筋之義」はなぜ可能になったのであろうか。たかだか一大名の利益のためにこうした措置がとられたと考えることはそもそも困難ではないだろうか。すでに対外的な脅威という点をあげておいたが、さらに朝廷との関わりを見ておきたい。

工事許可の指令が西町奉行へおりた旨の内報が東町奉行公用人の大久保弥兵衛や西町奉行与力の渡辺金三郎から彦根藩関係者へなされたが、同藩ではさらに西町奉行与力の下田耕助¹⁵⁾にも接触し、内々に詳細な情報を得ることに成功した。安政3年12月22日付での彦根藩家老宛の筋奉行（高橋新五左衛門重敬・杉原此面守信）用状は、筋方元締の市川軍六と前川梁介兩人からの同月15日付と19日付での情報を伝えた（四-186、485～491頁）。この下田情報は、これまでの研究のなかで十分に検討されてこなかったが、きわめて重要な内容を含んでいる。

まず15日付のものでは、市川・前川兩人が高橋・杉原からの指示を受けて下田と接触するため嘉平なる人物を下田のもとへ遣わした。その結果ようやく14日夜に市川・前川兩人は下田と会うことができた。そこでまず、工事許可がおりたということだが、いつ頃から着手するのだろうかと下田へ切り出したところ、来春になるだろうとのこと、ただし「大造」の工事であるのでとても成就するとは思えないが、許可になった以上工事を始めなくてはいけないだろ

う、と下田は述べた。下田は、自分は通船路工事の掛ではないが、「先達で以来格別御懇意ニ相成候^(ママ)手續も御座候」と述べているところからして、買収されていたものと考えられる。下田は、工事は「公儀より御目論見之趣意にて極秘物」であること、市川・前川兩人限りとして「決して他言仕問敷」ようにと釘をさしているが、「下方より願出候義」、つまり関係諸村民から工事の中止を嘆願させるのは問題ないと示唆していた。しかし、「公辺より御目論見之義ヲ破却致候義は、誠ニ甚敷御取持ニ付、必々極内々相心得居候様」にと、彦根藩側に慎重な行動を求めていた。筋奉行はこの下田の意見を用い、さっそく19日には関係諸村の代表を呼び出して反対の嘆願を出させている¹⁶⁾。

次に19日付のものは、さらに踏み込んだ内容である。市川・前川兩人が18日晚に下田に会い、「段々入魂」に赴いたので内問に及んだところ、下田は次のように語り始めた。

【史料6】

右ヶ条京都より伺ニ相成候義ニ付、京都引請にて取掛り候義ニ有之、尤若州領分之義は若州様え為任切ニ有之候間、別段江戸表より出役等は有之間敷、尚京都掛り役之者共も、先達てより相勤居候者にて相勤可申義と被存、併前書之通り誠ニ不容易大造之義ニ付、増掛り可被申付も難計、乍去時世とは乍申実ニ大行之義ニ付、中々出来可申物とも不被存候得共、何れニも伺済ニ相成候義ニ付、出来可申物とも不存杯と安心致居候義は決して難相成、〔中略〕内実發起人有之、表向帝都御備米之名目ニ有之候得は、御領分宿々村々難渋筋、且柳ヶ瀬御関所御指問之廉々杯被仰立候ても、容易御取合被下候筋と不被存、且内実發起人有之候義ニ付、内裏ニ相手方有之候姿にて、種々可申立義と相見へ、左候ハ、逆も其辺之義御申立ニ相成候ても、容易御手之行届候訳ニ相見へ不申、兎ニ角伺済ニ相成候義にて甚面倒之訳柄ニ御座候

前段では、通船路開鑿は京都町奉行から幕府への伺で始まり、同奉行所の引き受けて工事が開始されたものであるが、酒井の領内の工事は酒井へ任せ、とくに幕府から役人が派遣されるわけではなく、京都担当分の工事についても、従来の関係与力・同心がそのまま勤めるだろう、ということが述べられる。ここでは、小浜藩・酒井忠義ではなく、京都町奉行、さらに言えば西町奉行浅野長祚が工事主体となっていることが読み取れる。

ついで後段で使われている「表向」「名目」という表現についてであるが、これまでの研究では、たんなる表面上の口実であり、小浜藩・酒井忠義の「欲心」が裏にあったと解釈されてきた。しかし、これは「帝都御備米」という理由を公式に標榜しているので、と読み取った方がよいであろう。「御領分宿々村々難渋筋、且柳ヶ瀬御関所御指問之廉々杯被仰立候ても、容易御取合被下候筋と不被存」へのつながりが理解できなくなるからである。「京都御備之御趣

意」 「帝都御備米之名目」という点は、飢饉や災害などへの備えに止まらず、対外的・国防的な観点からの措置であり、当時の状況からすれば、極めて重い意味をもっていたのである。

また、「内実発起人有之候義ニ付、内裏ニ相手方有之候姿」という重要な箇所がこれまで見過ごされてきたのも、酒井忠義を首謀者と考える先入観からであろうか。下田は、内実の発起人は、内裏、すなわち朝廷であると述べていたのであり、そのため彦根藩が種々異議を申し立てても容易に取り合ってくれないだろうと言うのである。下田の発言から理解できることは、「内実発起人」が朝廷だという事実が「極密之取捌」「不筋之義」を可能にさせたということである。

さて、下田は、通船路開鑿による御備米確保に対抗して、次のような措置をとることを彦根藩に勧めていた。

【史料7】

帝都御備米之義は、今般守護一際手厚被仰付候御趣意ニ御座候得は、加州表より廻米出候義ニ候ハ、右ヲ彦根様へ悉皆御引請相成、右不足之向は御領分買米等夥敷義ニ可有之、右ヲ以御備米之義、自然異変之節は何時ニても手当致置、不都合無之旨被仰立候得は、彼是否可申趣意は決て無御座、右丈ケ位之大キナ鎌ヲ掛ケ御申立ニ無之ては、逆も々々御都合よく参り申間敷

「大キナ鎌ヲ掛ケ」る、御備米について大言壮語しなければとても通船路の工事を阻止する見通しはないと下田は言うのである。ある意味、苦しい助言であったことは下田自身が自覚していたかもしれない。彦根藩はこの下田の助言を容れて各方面へ訴えるのだが、相州警衛の際の悪評につづいて京都警衛においても彦根藩の評判は芳しくなかった。すでにふれたように、彦根藩の財政は窮迫しており、幕府から命じられた兵員を京都に常駐させることすら財政的に困難な状況であった¹⁷⁾。

彦根藩は、これ以降、工事の延期による事実上の中止を目指して関白九条尚忠や武家伝奏三条実万を通じて「内実発起人」である朝廷側への工作を試みるが、その背景には上記の下田情報があったのである。三条実万は、前年嘉永7年4月に井伊直弼が京都守護を拝命したことに對して、翌5月19日付の井伊への書状で、「今般御趣意通り旧来之御家格相立、実々以珍重之至」と述べてはいたが、それは「一際御手厚御守護向御取調」を期待してのことであった（三-173、348頁）。三条は、嘉永6年11月から翌7年2月にかけて、「万一京地最寄之海岸へ不意ニ入船致シ候テハ、実ニ当地不安之儀ニ有之」ので、「畿内近海防禦等夫々之御模様」について知らせるよう幕府側に求めていることを考えれば、「内実発起人」を代表する立場にあったと考えられる¹⁸⁾。

ところで、下田は、市川・前川兩人に対して、「前件之趣意」については、彦根藩の留守居方よりも内話があったが、話してはいないので、「各方限り之御心得にて御取計被成下候様、勿論極密私見込丈ケ之御内話之義ニ有之候」と念を押していた。また、市川・前川兩人も、「昨十八日晚下田へ罷越内問仕候次第は、拙者共限り内話致被呉候義ニ付、御留守居方え内々之義ニ付、未不申上置候間、此段御承知置可被下候」と筋奉行の高橋・杉原の兩人に強く断っていた。彦根藩内の要路の間で、この「内実発起人」についての情報がどこまで共有されていたのかは明らかでないが、その後も依然として酒井忠義が首謀者と考えられていたことからすると、下田による守秘の依頼は一定程度守られていたのかもしれない。しかし、井伊直弼にはこの情報は届いたであろうから、酒井忠義への疑惑を和らげる上で少なからず影響を与えたこと、また井伊と三条実万との対立、そして大獄下の三条への処分も、その遠因はこの時期にあったと考えられる。

(5) 小浜藩主酒井忠義の立場 ——「内実御好不被成事」——

内実の発起人が朝廷であったとすると、彦根藩側から首謀者と目されていた酒井忠義はどのような立場にあったのであろうか。この点を検討するうえで、興味深い史料が、やはり『井伊家史料』中に含まれているが、これも従来の研究では等閑視されてきた。

安政4年正月22日付で石谷穆清が井伊直弼へ送った書状によれば、15日に酒井忠義が石谷へ「又々逢度由」を伝えてきたので、是非なく面会したところ、酒井は次のように述べたという(五-24, 53~54頁)。

【史料8】

堀割之義ニ付彦根より兼て談しも有之候得共、自分領分ハ甚々迷惑筋ニ付、家来共彼是不伏申唱候ニ付、御用柄之義彼是申候てハ却て不宜と存、領分替等ニ相成候よりハ益しと申、段々申論、漸々承伏致候位之仕合故、自分領分之益筋之義ニ候へハ何様ニも可申立候得共、難波筋故申立兼候

通船路の開鑿について、酒井自身は甚だ迷惑なことであり、家臣からも不服の声があがっているが、幕府の御用でもあり、あれこれと異議を唱えて国替えになるよりはましであると家臣に言い聞かせ、ようやく納得させたような次第である。こう述べて、酒井は石谷にその旨井伊直弼への取り次ぎを依頼した。しかし、上記書状は、つづけて陣屋地問題にふれ、酒井が懷中より京都の絵図面等を取り出し、色々と講釈したことについて、「実々驚候仁にて、溜詰処ニハ無之、商人同様之事にて、誠ニ以恐怖仕候」、これまで深く話をしたこともないが、「右様邪知深キ人とハ不奉存」、老中になれない理由もはじめて理解できた、と述べていた。

さらに、翌2月上旬、長野が九条家家士の島田左近に宛てて、酒井の同様の発言を知らせていた（五-41, 88頁）。

【史料9】

此間、當中にて若州ニ出合、彼人被申候ニは、今度堀割一件弥御達済ニ相成候ニ付ては、若狭も迷惑ニ候へ共、彼是申立、国替ニても被仰付候ては難渋ニ候間、何共不申立候、彦根も同様之事ニ候間、此上御申立は不可然と被申候、若州事、先日は堀割一条出来致度様直ニ頼、今日は私彦根へ文通致候趣被聞及候事哉、深切がましく表裏を被申、扱々見下げ果てたる事、町人劣之人柄と存居候

あれこれ申し立てれば、小浜藩だけでなく彦根藩も国替えを命じられるかもしれないとの酒井の忠告は受けいれられず、長野はかえって酒井を「町人劣之人柄」と罵倒した。書状では、そのあと京都守護を命じられた彦根藩の在京陣屋地がなかなか彦根藩の要望どおりにすすまない（後述）ことにふれ、それについても酒井の妨害だとしていた。「邪智奸佞之深き事無申計、驚入候」、**「佞人」**など、酒井への酷評はこの上ないものであった。

しかし、大老井伊直弼のもとで京都所司代に任ぜられてから1年後、この酒井が長野義言に次のように語ったということが、安政6年6月22日付の宇津木景福への書状から知られる（十九-67, 233頁）。なお、この書状が収録された『井伊家史料』19は1995年の刊行であり、それまで大方の研究者の目に触れえなかったものであるから、やや長文ではあるが引用する。

【史料10】

廿日御諸司へ参り候節、〔中略〕堀割一件も御咄し有之候、右は若州候ニは御好不被成事ニ候へ共、其節不承知申候ハ、忽チ替地ニても可被仰付之勢ひニ付、無扨御承知ニは相成候へ共、内実御好不被成事ニ付、其後村瀬孫助と申者、若州へハ御館入之者ニ候処、堀割之義若候御不承知ニ付ては、越前敦賀御替地ニても相成候様内願いたし候趣、以之外不埒成者之由御噂有之、此節若州より、かの村瀬孫助之事、東西与力へ申付厳敷探索有之候、右之次第ニ付、拙者御答申上候ハ、かの堀割一条ニ付てハ、越前之家中之者彦根へ来り申候ニは、若州事堀割ヲ企テ候処、彦根ニてハ御指問之廉も有之様子ニ付、右ハ越前殿へ御頼ニ相成候ハ、堀割御指留メ可相成と申入候へ共、御間柄之義、今更越前家ヲ頼、堀割相止候様被遊度思召も無之、且はかの堀割之事、内実ハ越前家御守護之家ニ相成、江州ヲ一円領地ニ被成度御企有之趣御聞込も有之、夫故かの堀割ハ一通之義共不思議召、不容易御心配ニ有之、其節ハ若州候も御同心之事と御疑惑も被為在候へとも、かの村瀬孫助より敦賀ヲ取上ケ之企有之風聞より、御疑念被為晴候事と申上候処、さてハ越前事、彦根と若州之

間ヲ隔テ、越前ヲも共々并吞可致之企ニ候ハんと之御噂ニ御座候、此一条ニ付てハ、村瀬孫助之疑甚しく相成、かの敦賀ヲ取上ケ之沙汰有之候共、実ニ若州も四十万余之御大借之上、敦賀ヲ被取上候てハ至必立行不申候間、此段御含置之義願呉候様ニと被仰、扱々上御都合と奉存候、此義ニ付てハ工風も有之候間、帰府之上可申上候

酒井は、安政4年の時と同様に、通船路の開鑿について不承知であったものの、それを表だって言えば「替地ニても可被仰付之勢ひ」であったのでやむを得ず承知したと言うのである。しかも、通船路の金主の一人であった村瀬孫助が、酒井が承知しない場合には、「越前敦賀御替地ニても相成候様内願いたし候趣」であったとも言う。他方、彦根藩へは越前藩が「御守護之家ニ相成、江州ヲ一円領地ニ被成度御企有之趣」との情報も耳にはいつてきたが、当時、直弼は酒井が越前藩と「御同心之事と御疑惑」をもっていた。しかし、村瀬の内願云々のことを聞けば、直弼の「御疑念被為晴候事」であろうと、長野は酒井に述べたのである。なお、末尾の「若州も四十万余之御大借」と記されているように、小浜藩は長年にわたって藩の借財に苦しんでおり、三井家や京都の町人からの融資を受けていた¹⁹⁾。村瀬が小浜藩に対して強い態度に出たのが事実とすると、こうした同藩の財政的な弱みが背景にあったように思われる。

この発言は、大老井伊直弼治政のもとで所司代を勤めていた酒井が、自己弁護、あるいは彦根藩・井伊直弼へおもねった言辞とは言えないであろう。「替地ニても可被仰付之勢ひ」という酒井の発言は、当時の朝幕間の政治的関係を考慮すれば、「内実発起人」が朝廷であったこと、また「京都御備米」が対外的・国防的な意味合いを持っていたことを裏づけるものであろう。

彦根藩・井伊直弼の酒井への疑念は、この時期になってようやく晴れたと言える。実際、安政6年に通船路問題の経過について老中宛に出された彦根藩の届書には、すでに小浜藩・酒井忠義にはふれられず、「右目論見之義は、酒井若狭守領分敦賀港ニて宇多弁次郎・中村屋伴介・西野甚右衛門、外ニ同意四五人計有之、重ニ右三人之者五ヶ年以前より必術と相働、於京都表も町人小林金三郎・村瀬孫介と申者目論見人之由」(五-5, 10~12頁)と、町人たちの謀議を強調していた。

ところで、彦根藩・井伊直弼側が小浜藩・酒井忠義を邪推していたことについては、いくつかの理由が考えられる。その一つに、小浜藩の先々代藩主酒井忠進(忠義の実父)が関わった文化12年(1815)の通船路計画があった。これは、「水運を利用した輸送路が初めて具体化したもの」²⁰⁾とされる。文化12年4月、酒井忠進は京都所司代から老中へと昇任するが、時を同じくして在京の幕吏が大浦道付け替えのため検分に訪れる。さらに11月には、江戸からの幕吏と小浜藩吏によって山中から敦賀への川筋および道筋が調査された。ルートは、敦賀一疋田一山中一中大浦で、翌13年3月には小浜藩家老を普請奉行として、また大坂納屋町の飾

屋六兵衛を金主として、敦賀・疋田間での舟川の工事が始められた。7月にはほぼ完成し、翌8月には川舟による運送が緒に就いたという。疋田からは牛車で山中へ、さらに新造の大浦道を経由して大浦へという順路である。

この通船路工事の背景には、18世紀末のラックスマン来航以来の対外的な緊張があり、海路に頼らない輸送路を確保しておく必要性があったと考えられる。また、この通船路計画が部分的にも実現した背景として、小浜藩主酒井忠進が老中に就任し、所領が複雑に入り組んでいた同地域の利害対立を越えた裁量権を行使できたことが挙げられる（杉江論文75頁、藤井論文23頁参照）。

この敦賀・疋田間の舟川は、敦賀馬借座の訴願により天保5年（1834）12月に廃止された（杉江論文75頁）が、こうした忠進時代の通船路計画が忠義によって再び試みられていると彦根藩側は考えたのである。しかも、忠義も天保14年（1843）11月から嘉永3年（1850）7月まで7年近くにわたって京都所司代を勤めた。「若州様長々所司代御勤被成候節より御目論見御模様有之、尤右一条成就致候得は、敦賀は御同所様之御領分にて、同所格別繁榮為方ニ相成候」（安政2年10月6日付高橋新五左衛門から城使宛用状、四-99、251頁）と考えたのである。

もう一つの理由は、安政2年2月上旬の長野義言から九条家家士の島田左近へ宛てられた書状（控）に記された次のくだりから窺える（五-41、89頁）。

【史料11】

此度京都にて邸〔陣屋地〕相渡不申様之計ひは、若州方此難題ヲ当家へ申懸、堀割一条成就可致為之手立歟、又は此時節ニ乗し、帝都御守護之事当家同格ニ致度巧歟、此両様之外ニは出申間敷と推察仕候

嘉永7年4月に京都守護を拝命した彦根藩は、幕府に対して京都での陣屋地の拝領を願っていたが、なかなか実現しなかった。長野は、その理由として酒井忠義が通船路の実現を図って彦根藩へ無理難題を吹っかけているのか、あるいは「帝都御守護之事当家同格ニ致度」企みがあるのだと推測したのである。

幕政初期に大老に就任した酒井忠勝を初代藩主とする小浜藩酒井家は、10万石を有する国持ち大名として、畿内とその近辺では井伊家につぐ存在であった。しかし、両者は「ヶ程懇意ニ無之」間柄であったようである（安政6年5月18日付宇津木景福宛長野義言書状、十九-31、102頁）。そうした関係が、小浜藩が「帝都御守護之事当家同格ニ致度」企みを抱いていると彦根藩が疑う背景にあった。しかも、嘉永7年11月18日、酒井忠義は郡山藩主柳沢保徳（松平時之助）とともに京都警衛を命じられた。そこには、両者で「諸事可被申合」とともに、「井伊掃部頭えも申談、御警衛向之儀厚く可被心掛」よう指示され、「追て陣屋地可被下」ことにも

なっていた（三-238・239、484頁以下）。この措置は、同年9月18日にプチャーチンの露艦ディアナ号が大坂湾に進入したというショッキングな出来事による。

酒井と柳沢が京都警衛を命じられたことは彦根藩に大きな動揺を与えた。同じ日、このことを老中から伝えられた城使富田権兵衛は、早速同日付で在藩側役へ「今日酒井修理太夫様・松平時之助様も帝都御守護筋之義被為蒙仰候、右は定て先般大坂表え異船渡来ニ付て之御案事ニも可被為在哉、何分御趣意難相分候」（三-240、488頁）と書き送っていた。この京都警衛の問題については次章であらためてふれることにするが、この富田の用状のなかで、酒井と柳沢にも「帝都御守護筋之義」が命じられたと書かれている点に注意しておきたい²¹⁾。

彦根藩・井伊直弼側が、下田耕助からの情報以後においても小浜藩・酒井忠義を敵視し続けた背景には、以上述べたような諸点が通船路問題と微妙に絡み合っていたことによると思われる。

2. 京都関係史料による湖北通船路開鑿事業の再構成

——「賑京」と「京都御備」——

（1）平塚飄齋による湖北通船路開鑿構想 ——「京地の大融通大繁栄の基」——

安政期の湖北通船路の開鑿を京都の側から見るうえで、小林丈広氏が紹介した平塚飄齋の述作「賑京私議」はたいへん意義深く、また興味深い²²⁾。平塚飄齋（茂喬・利助）は天保・弘化期における京都東町奉行の与力であったが、天保13年（1842）の述作「賑京私議」のなかで、京都への米穀等の融通のため湖北通船路の開鑿を提案していたのである。

国立公文書館に所蔵される「賑京私議」²³⁾は、冒頭に「京兆散吏平塚茂喬述」と記され、末尾に「天保十三年六月二十八日」の日付が入れられている。文中に「万一是を救ふ術あらんかとの下問あらハ、次に記する処の一策（採）を採用あらせられ度御事なり」とのくだりがあることから、当時の京都所司代（越後長岡藩主牧野備前守忠雅）、あるいは町奉行（東町奉行は松平兵庫頭信敏、西町奉行は柴田日向守康直）——最終的には幕閣——への献策と考えるとよいと思われる。天保13年6月23日と言え、天保の改革の真っ只中である。直前の同月3日には西陣の各組年寄が町奉行に召集され、奢侈品を禁じられている。さらに少し遡って天保7年から翌8年にかけての天保大飢饉は、京都においても多くの窮民、飢民を生み出し、官民によって救恤や施行が取り組まれていた。「賑京私議」は、こうした状況下における京都の繁栄策であり、賑恤策でもあった。その「賑京私議」は、次のような項目を立てて、「賑京」のための施策を論じていた。

① 御所向御尊敬并ニ聖体御保養の為、離宮を被造進度事

「京都御備」としての安政期の湖北通船路開鑿事業（鈴木）

- ② 京都盛衰并洛中洛外人別多寡，年中米穀入高等之事
- ③ 窮民御救ひ并人減等の儀を予かしめ論し置へき事
- ④ 京都融通の為，船船^[ママ]の利を開きて北国の新穀，奥州松前の諸産物，直ニ着する様に成たきといふ事
- ⑤ 京都諸荷物運送差支なき仕法并加茂川大浚等の事

湖北通船路開鑿事業は鴨川浚などとともに，この「賑京」策として位置づけられていたことがわかる。ここでは，湖北通船路を論じている④について見ておきたい。

平塚の「賑京私議」では，上記の①から⑤のそれぞれについて，古今内外の文献を博搜，引用したうえで，「按るに云々」として自らの意見を述べる体裁をとっている。④についても，貝原益軒・熊沢蕃山ほか諸文献や願書の類が引用されたうえで，次のように私見が述べられる。

およそ180年ほど前の寛文・延宝期には，北国の米穀や奥州・南部・松前の諸産物はことごとく越前敦賀の港へ着船し，それより大津へ廻り，大坂・西国方面へは京都より売りさばいたとのこと，しかしいつの頃からか北海の海を渡るようになり，今日では加賀・越前の米穀まで下関を大廻りして大坂へ輻輳するようになった。そのため，京師御用の荒物類はもちろん，人命を繋ぐうえで第一に必要な飯米にいたるまで大坂から送られるようになってしまった。京都の金銀は年々大坂のものとなり，京都市中は次第に零落してかつての三分の一に減じているかもしれない。

以上のように述べて，平塚は次のように続けている。

【史料12】

自余の都会ハ兎も角も王城の地の斯はかり衰敗の兆ミゆるを手を東ね居らん事，王土の民たる甲斐有へからすと固陋も忘れて此策〔上記④の献策〕を申試候事也〔中略〕唯希ふ処ハ大津よりの通船を発き，又敦賀の高瀬を再興被仰渡，昔の如く北国松前の土産を悉く大津へ廻し，夫より京地へ着する様にして，扱大坂を始め近国西国へ売捌く時ハ如何程の大凶年ニ逢ても北国と近江の米にて都下の人命を繋ぐへし，此義成就セハ京地の大通大繁栄の基となり，戸口を減せざるの一策此外に又有へからず

山陵の調査や修復事業に熱心であった人物として知られる平塚飄齋にふさわしく，「王城の地」の衰退を憂い，「王土の民」としての意識から，衰退した京都の回復を，「大津よりの通船」路の開鑿と「敦賀の高瀬〔川〕」の再開発によって実現しようというのである。これらの開発事業によって，「京地の大通大繁栄の基」を築き，「戸口を減せざるの一策」になると平塚は述べている。前者の大津通船路は，のち北垣国道京都府知事のもとで明治18年から23年に

かけて造成された琵琶湖疏水にはかならない。後者の湖北通船路は、前述したように、文化12年(1815)に部分的に開通したのち、天保5年(1834)末に廃止となっていたから、「再興」と表現されたのである。「もし時来りて大津及び敦賀の高瀬〔川〕開発成就せハ」と書かれているが、嘉永5年(1851)に浅野長祚が西町奉行に着任したことで、平塚の「賑京」策としての湖北通船路構想は、鴨川浚構想とともに、10余年の時を経て、ようやく実施に移されることになったのである。

(2) 西町奉行浅野長祚の着任と「賑京」策の具体化 ——「京地の永世の為」——

浅野長祚²⁴⁾が、弘化4年(1847)5月26日以来勤めた浦賀奉行から京都町奉行への転任を命ぜられたのは嘉永5年(1851)閏2月10日のことであり、6月5日に着任した。以後、安政5年(1858)4月23日に井伊直弼が大老に就任してまもない6月5日、小普請奉行に左遷されて江戸に戻るまでの約6年間、京都の市政に大きな足跡を残すことになるが、町奉行時代の浅野の事績はこれまでほとんど知られてこなかった。

宮内庁書陵部所蔵の浅野の自記になる「梅堂浅野長祚君行状 甲号」(写本)によれば、浅野は京都町奉行を命ぜられる前、「福山侯〔阿部正弘〕ヨリ京地エ被遣、取り扱サスヘキ事条共アル内旨アリ」という。川田貞夫氏は、浅野の京都町奉行就任にあたって川路聖謨の推挙があったと推測し、また阿部が、京都の窮状を救うよう浅野に期待していたのではないかとしている²⁵⁾。着任時の京都の窮状について、先の「行状」は「時ニ京都衰微シテ、上京ノモノ子ヲ売テ食ヲ途ニ乞フ、人民離散シテ空家多ク、行旅宿セスシテ商売ヲナシカタシ」と記している。

天保10年秋から下がりはじめた米価は、その後1石あたり80から90匁を推移していたが、嘉永期にはいと100匁を超えるようになり、とくに嘉永3年・4年には150匁を超えるに至った。浅野が着任した頃には、いったん下がった米価(嘉永5年春に約91匁)が再び上昇しはじめた(同年秋に約102匁)頃であった²⁶⁾。前年までの米価高の余波がまだ京都市中にみられていたのであろう。浅野はこうした京都の窮状を救うべく様々な施策の実行を試みることになるのだが、そこには、平塚飄齋の「賑京私議」の影響が色濃く見られるように思われる。

湖北通船路工事の中心人物を平塚飄齋・浅野長祚に設定しなおすことで、これまで視野にはいっていなかった記録のなかに、思わぬ記述を見出すことにもなる。浅野長祚は、京都町奉行時代に『歴代廟陵考補遺』を著して朝廷に献上するなど、山陵研究家でもあった。この『歴代廟陵考補遺』を完成させるうえで、多大な貢献をしたのが、自身も山陵研究家として、また文久期に山陵修復事業に従事したことで知られる平塚飄齋であった。この平塚が、山陵に関する諸資料を筆写してまとめた「考拋雑録」全5冊が、宮内庁書陵部に所蔵されている²⁷⁾。そこには、浅野長祚(蔣潭)から平塚飄齋に宛てられた書状も写し留められ、そのなかに、安政2

年（1855）9月に通船路の具体的なルートの検分が始められてまもない10月2日付で、浅野から平塚に宛てられた書状が含まれている。本文は、山陵に関する記事が中心であるが、その追白中に次のような記述が見られる。

【史料13】

加茂川浚も不遠御下知も可有之哉之模様、江州通船路ハ当時見分中、此二ヶ条ハ実に多年辛苦いたし候て垂成の事ニ相成、大慶、セめては此御用丈ハ仕遂候までハきらわれ候ても当^{〔職欠カ〕}ニ罷在候心得ニ御座候、帝陵と此二ヶ条は京地の永世の為と^{〔存欠カ〕}込、是迄ニ追々^{〔ママ〕}潭寄、誠ニ以無此上難有り事ニ御座候

湖北通船路実現に向けての浅野の強い意志が伝わってくる。既述したように「加茂川浚」というのは、平塚の「賑京」策の1つでもあったが、天保期以来頻発していた鴨川の洪水、それにとまなう三条橋や五条橋の破損・流失を防ぐため、この書状の翌安政3年5月から7月にかけて実施された鴨川の土砂浚渫工事である。この両工事について、浅野は「多年辛苦」して実現させようとしてきたこと、それらが完成するまでは町奉行の職を務めたいと述べていたのである。「きらわれ候ても」というのは、明らかに彦根藩・井伊直弼側からの妨害を指していると考えられる。「帝陵」、すなわち山陵調査事業をふくめ、浅野は、これらの3つの事業を「京地の永世の為」と位置づけていたのである。

上記の書状のなかで、浅野が「江州通船路」と「加茂川浚」の両工事に対する自らの強い意志をほかならぬ平塚に吐露したのは、すでにふれたように、平塚飄齋が両工事の実施を「賑京私議」のなかで提起していたことによるだろう。鴨川浚の実施をめぐる平塚と浅野との関わりについては、明治31年（1898）に鳩居堂第八代当主熊谷直行が平塚の業績を顕彰するために著した「加茂川沿革史」²⁸⁾に、次のような興味深くだりが記されている。

【史料14】

弘化三年より嘉永五年に至り七年間四回の流失、実に屢なりと謂ふへし、就中最後〔嘉永五年〕八月十六日の如きは独り本流のみならず、白川の如きも其沿岸、岡崎・聖護院諸村より遂に二条新地を侵せり、〔中略〕当時京都町奉行たりし浅野中務少輔長祚、吏才あり、能々人言を容る、事を執る敏活、亦能々意を道路の修繕、社寺の保存に留めり、部下与力^{〔元与力〕}平塚表次郎、二三篤志者と相謀り本川改修議を奉行に呈し、修^{〔終カ〕}に幕府の允許を得たり、爰に安政三年大に京都市民に告諭し、改修の大工事を興し、幾千の人夫を駆て浚渫の役に就かしむ、実に安政三年五月一日とす

【史料13】と【史料14】とをつきあわせて考えるならば、鴨川浚渫事業のみでなく、湖北通船路開鑿事業についても、平塚の構想を浅野が実施に移したと考えることができるのではないだろうか。「内実発起人」が朝廷とされてはいたが、その背後には浅野と平塚がいたのである。拙稿「幕末の鴨川水害と鴨川浚渫計画」でも述べておいたように、浅野・平塚は山陵修復の問題に関わって朝廷、とくに三条実万とのつながりをもっていた²⁹⁾。

安政3年の鴨川浚渫事業の直接的な背景については、【史料14】に概略記されているが、他方でこの時期に湖北通船路が起工された理由はどこにあったのだろうか。それは、浅野長祚が町奉行に着任した嘉永5年前後の京都の窮状にあった。端的にいうならば、米価を初めとする物価の高騰、それによる窮民や飢民の増加であり、「賑京私議」に先立つ天保期と類似した状況が現出していたことである。

しかし、嘉永6年6月の米使ペリーの浦賀への来航、翌7月の露使プチャーチンの長崎への来港は、「賑京」策としての湖北通船路開鑿事業に「京都御備」という対外的・国防的な意味合いを強めさせた。異国船が大坂湾（摂海）に侵入し、さらに大坂が侵されたばあい、京都への糧道が断たれてしまうという危機感であり、実際、嘉永7年（1854）9月18日に露艦ディアナ号が大坂湾に侵入したことは、そうした危機感をさらに深めた。北陸から琵琶湖を経て大津から京都に至る物資移入のルートを確認しておく必要が出てきたのである。嘉永7年2月17日付での湖北3カ村から請書を提出させて工事が着手された背景には、そうした対外的・国防的な必要性があったと考えられる（後述）。

しかし、実際に具体的なルートの検分が始まるのが、翌安政2年（1855）9月までずれこんだのはなぜか。それは、嘉永7年4月6日の京都大火のためであった³⁰⁾。この大火は、仙洞御所内北側を火元として西南にある禁裏御所を焼き、さらに烏丸通をこえて西進して千本通近くまで、北は今出川通、南は丸太町通あたりまでを焼き尽くした。幕府側はただちに内裏の再建にとりかかり、閏7月11日には浅野長祚が「御所向御普請御用」に任じられたが、「御作事奉行代り之心得を以て勤めること、すなわち工事の総責任を担うことになった。急ピッチで工事が進められた結果、翌安政2年10月には完成し、11月23日に孝明天皇は新造内裏に還幸する。この年9月中旬から下旬にかけて通船路の具体的なルートの検分が始められたのは、内裏の完成にほぼ目処がついたからであろう。ちなみに、嘉永5年から企画されていた鴨川浚渫事業も、やはりこの時期から具体化されていく。

浅野長祚には、内裏造営中の記事を綴った「御造営日記」（全6冊、国立公文書館所蔵）がある。うち第六冊は、内裏造営関係以外に鴨川浚渫や湖北通船路関係の記事をも記していることが注目される。湖北通船路関係の記事は僅かではあるが、初出は10月12日条であり、「今朝江州路船路取開見分差遣候目付方砂川健次郎、同心〔小寺〕仲蔵・〔今井〕八之助帰り、明日面談」と記されている。前月からの湖北地域の検分に、東町奉行所の同心塩津惣五郎と与力高屋助蔵

とともに派遣されていた西町奉行所の3名³¹⁾がこの日帰京したことがわかる。13日には関係記事はみられず、19日条に「出掛、〔熊倉〕市太夫え江州新造之儀申談、仲蔵ニも面会」とある。熊倉市太夫は、のちに見るように、砂川健次郎³²⁾・飯室弥一郎とともに通船路工事の担当与力となる人物であるが、やはりこの段階で通船路事業に関わっていたことがわかる。ついで11月10日条には「江州河開之義ニ付、酒井修理太夫留守居迄達書伺出、及差図」とある。これは、「敦賀湊より正田迄通船路再興之儀」は、小浜藩の「御仕立」となっていたからである³³⁾。浅野が、小浜藩に指示を与えながら、計画をすすめていたことが窺える。

さて、町奉行与力・同心による現地検分が9月から実施されたことについては、勘定奉行川路聖謨の京坂への出張との関わりに注目しておきたい。というのも、【史料2】において、井伊直弼が「京都ニては浅野・脇坂、江戸表ニては川路等か手ヲ組」みと述べ、また【史料4】において彦根藩城使富田権兵衛が「浅野中務、川路左衛門とは無二之中〔仲〕故、兩人厚申談、諸御役人之評議有之候ては故障之基ニ付、極秘ニて取調、右之意味合辰之口え程能吹込候義にも可有之哉に被察」と書いていたように、勝手方の勘定奉行として、また、かつて奈良奉行（弘化3年正月～嘉永4年6月）・大坂町奉行（嘉永4年6月～同5年9月）を勤めて上方の事情にも通じていた川路聖謨の動向は重要である。

川路左衛門尉聖謨は浅野より15歳ほど年長ではあったが、【史料4】でも記されているように両者は昵懇の間柄であり、またともに能吏としての聞こえが高かった³⁴⁾。川路はこの年8月9日に前任者の勘定奉行石河政平に替わって禁裏造営掛を命じられ、9月7日に江戸を出立して中山道経由で23日に着京し、11月3日の新造内裏の引き渡しに立ち会ったのち、9日に京を出立していた。この間の10月2日、江戸では安政の大地震がおこったから、あるいは孝明天皇の還幸を待たずして帰府を急いだことも考えられる。

この京坂出張の際に川路が記した「京都日記」がある。それによれば、川路の用務は、「京都御造営并大坂砲台場所御用」と記されている³⁵⁾。滞京中、川路は初めて参内するとともに、内裏造営工事の検分を行い、途中の10月6日から19日までを大坂湾の沿岸巡視に費やす。川路の用務が、前年9月のプチャーチン来港によって緊迫した京坂の海防策と関わっていたことに注意しておきたい。残念ながら、「京都日記」中に湖北通船路関係の記事はみられないが、浅野の「御造営日記」や川路の「京都日記」から、両者が頻繁に会っていることがわかる。

翌安政3年12月26日付で石谷穆清が井伊直弼に宛てた書状によれば、前日に浅野から届いた書状を松平近直が披見し、川路へ「堀割御差図之礼申越」したとある（四-205, 535頁）。鴨川浚工事においても、委細については川路と相談するよう老中から浅野へ指示されていたことと併せ考えるならば³⁶⁾、通船路開鑿事業についてもそうした関係があったのであろう。また、すでにふれた「不筋之儀」、すなわち「関東より場所見分之者軽キ御役人ニても被指越候上、御治定ニ相成候御法」との関わりで言うならば、現地検分はなされなかったものの、勘定奉行

である川路が上洛して工事責任者の浅野と会うことで、「御法」に準じる措置がとられたと考えることができるのではないだろうか。

(3) 京都警衛と湖北通船路開鑿 ——「京都守護」をめぐる確執——

通船路開鑿事業が「京都御備之趣意」を謳っていたことから明らかなように、同事業を考えるうえで同時期の京都警衛問題にふれないわけにはいかない³⁷⁾。また、彦根藩・井伊直弼側が小浜藩・酒井忠義側に対して疑心暗鬼を強めた背景には、通船路開鑿問題とならんで京都警衛問題が存在していたことについてはすでにふれておいた。

プチャーチンの露艦ディアナ号が嘉永7年9月18日に大坂湾に進入してまもない11月18日、酒井忠義が大和郡山藩主柳沢保徳（松平時之助）とともに京都警衛を命じられたことについては前章でふれた。また、同日、これを報じた城使富田権兵衛の用状が、酒井と柳沢が「帝都御守護筋之義被為蒙仰」と記していたことにも注意を促しておいた。その理由は、11月下旬に直弼から家老へ宛てられた次の書状と関連するからである（三-245, 500頁）。

【史料15】

京地ニ於て若州・郡山より段々問合等も可有之、弥太郎留守居共之答方一大事と存候、此度御達ニも若州・郡山両家は御警衛と有之、当家は御守護と有之候所肝要之義と存候、依て当家ニハ御守護と申主意相立候様相心得、何事も取計、両家え之返答ニも及可申事と存候、其外一々当地へ伺越候て返答ニ及候様ニては外見も不宜、大抵之義決断致し返答ニ可及事と存候、右等之義早々弥太郎留守居共へ篤と合点為致可然事と存候

富田権兵衛は意識していなかったようだが、直弼によれば小浜藩と郡山藩に命じられたのは「京都警衛」であり、彦根藩が拝命した「京都守護」とは違うという点を強調し、それを意識したうえで小浜・郡山両藩から問い合わせがあった場合には対応するように、また、その際に逐一藩地へ問い合わせることは外見上も宜しくないので、大抵のことについては後閑弥太郎ら留守居中において決定して回答するよりの指示を下しているのである。このように、「京都守護」と「京都警衛」とは、直弼においては厳然と区別されるべきものであった。こうした差別化を明確にすることで、直弼は、小浜・郡山両藩を指揮する立場にあることを家臣に意識させるとともに、両藩へもその点を顕示したと思われる。

しかし、こうした過剰な自意識は、当然に京都所司代や町奉行との軋轢を生じさせることになる。京都守護拝命後まもない嘉永7年7月16日付での家老長野伊豆宛城使用状は、「淡路守〔脇坂安宅〕様より御老中様方え京都御守護筋之義ニ付、御自筆ニて被仰越候御紙面ニ、〔彦根藩が〕御所司代は被指置、一々江戸表え被仰立候様ニ淡路守様被成御承知候哉ニて、御気受ニ

も障り候様之御文体育有之」との奥右筆からの情報を伝えていた。また、同用状では「此後京地ニ被指置候〔彦根藩の〕御人数高等之義を始、御所司代え御伺ニ相成候節、自然御不都合之儀出来仕候ては、向後之御差障ニ可相成と深心配仕候間、此段厚御賢考御座候様仕度奉存候」（三-194, 392頁）と慎重な行動を促していた。

しかし、これへの返状と思われる同月の城使宛在藩側役の用状(案)は、「一体御警衛筋之義ハ御家え為御任之御義ニて、御固御場所等之義、時宜ニ寄所司代え御談シハ可被遊候得共、予め御指図御伺可被遊訳柄ニハ無之」と言い切っていた。その理由は、「左無之、御固御場所等一々御伺ニ相成候様之御義ニてハ、急速之御場合御備御手配り方御不都合ニ相成」ばかりでなく、「御古代より之御規格ニも拘り候御儀」（三-199, 398頁）であるからというのである。先の小浜・郡山両藩が「京都警衛」を拝命する以前のことで、ここでは「御警衛筋」という表現を使っているものの、京都守護という「御規格」は、所司代から軍事的な指揮を受けるべきものではないと考えていたことは明らかである。

他方、脇坂は、京都警衛について、あるいは彦根藩の主張する「京都守護」なるものについてどのように考えていたのか。直弼が京都守護を拝命する3ヵ月前の嘉永7年正月21日、前述したように三条実万を通じて朝廷側から求められていた畿内警衛に関する老中諮問への答申³⁸⁾のなかで、脇坂は「禁裏御所方守護之義は私え御任被置候事ニて、非常之節は京都火消之面々より人数差出、警固可致」という老中側の発言を確認するとともに、「京地非常之節之義、出火地震之外ニ更ニ無之」とも述べていた。しかし、「外寇ニ至り候ては、海防は勿論、万一上陸候ハ、京地え不近寄様退治不致候ては、御守衛ニ不相成」ため「臨期之差図」をかねてより考えていたので、これを機に各大名に警固担当を命じることを提案していた。脇坂の構想を簡潔に言うならば、畿内近国諸大名による集団的防衛体制である³⁹⁾。そして、「必隣国内ニて退治之積、精力を尽し、其上弥防禦難叶模様ニ候ハ、京地は差向御備無之場所之義故、不得止事、御立退之義申上、自分供奉仕」と、京都が侵された場合の天皇の避難については、自らが責任をもつとの立場を明らかにしていた。

また脇坂は、井伊直弼よりの、所司代の交代ごとに彦根藩が提出しているという書付を答申に添付していた。それこそが、井伊家の京都守護の由緒を主張するものであったが、脇坂は「井伊掃部頭、代々当地異変心得候事ニ候得共、右は外寇之趣意とも不相聞」⁴⁰⁾と述べているように、彦根藩の言うところの「京都守護」なるものは、対外的・国防的な問題については該当しないとの認識を示していた。

他方、脇坂は自らの老中宛上申書に先だって、同月12日付で町奉行へも老中からの諮問をさらに伝えて、彼らの意見を求めているが、これに対して、翌2月に浅野長祚と岡部豊常兩人から所司代へ上申があった⁴¹⁾。

町奉行の答申で特徴的なのは、「近国海岸え異船襲ひ来候より右之騷擾ニ乗し、内変を生し、

火附盗賊ハ元より、如何様之不軌を企候乱民有之間敷共難申、結句外寇之上陸いたし候よりは眼前此儀を心配仕候」と述べているように、外患に乗じた内憂を懸念する。これは、市中の行政・治安を担当する立場での発言でもある。答申書は、さらに次のように述べている。

【史料 16】

皇居御守衛をハ兼々之心得も有之、井伊掃部頭ニ被仰付、近海え異船相見候得は、早速人数召連上京之上、皇居御固メ之義は御手前様〔脇坂安宅〕御差図ニ従ひ可申様被仰渡置候方と奉存候得共、掃部頭義、当時内海御警衛を心得罷在候故、双方え之人数行届申間敷故、左候ハ、藤堂和泉守義は外大名とも違ひ候家柄ニも有之、居城津迄も三拾里計之里数故、右両家え可被仰付哉、又は掃部頭内海御警衛御引替ニにて京都一方のみ之御警衛被仰付へき歟、いつれにも国持大名之内にて手厚ニ被仰付置候様仕度、弥人体御取極被仰付候ハ、猶警衛方之模様ハ評議仕申上候様可仕候

「皇居御守衛」あるいは「京都一方のみ之御警衛」ということが、4月9日の井伊の「京都守護」拜命につながるのだが、それが、脇坂の指揮のもとに置かれることが明記されている以上、先にみた彦根側の立場とは相容れないものがある。また、彦根藩とともに津藩を同列にしている点から考えれば、彦根側の「御深密之御趣意」を肯定しているわけでもない。

次に注目しておきたいのは、以下のくだりである。冒頭の「四手」というのは、粟田口街道・伏見街道（郡山藩）、竹田街道・朱雀口（淀藩）、鷹ヶ峯口（篠山藩）、下鴨口・北白川口（膳所藩）の四藩による防禦箇所である。

【史料 17】

右四手人数非常の節、兵粮用意無之ては、是又京都之大患ニ相成候間、大凡見積を以、詰日数人数高等之貯穀いたし、固場所之最寄え成共、銘々之屋敷え成共、必備へ置候様可為仕、右等之義、兎角虚文ニ流レ易く、俄ニ其土地にて用弁いたし候様ニては甚以双方之難儀ニ相成候事に御座候、別て当地御固之義は、内乱之御手当をも相心得候事故、屹度仕法相立置候様仕度奉存候

非常の節に備えて兵糧米を蓄えること、さらに「内乱之御手当をも相心得」という点は、先の内憂への配慮の一環として市中住民の食糧への配慮であろう。こうした点を考えて、しっかりと「仕法」を立てておくことが必要だとしているのである。この兵糧米、市中の食糧への配慮は、湖北通船路と関わる問題として興味深い。さらに、同月6日に、町奉行公用人から脇坂へ提出された「京都町奉行見積書」⁴²⁾は、そうした「仕法」の具体策として、湖北通船路の

開鑿計画を提示していたのである。（〈 〉内は割書）

【史料18】

- 一、市中之もの食料之儀は、町奉行両御役所御困初ニて式万俵余〈此玄米/壹万石余/五千石〉御座候、右は兼々市中之御手当ニ御座候、且京地は米穀を始諸品共大坂表より淀川筋積登り候義多分ニて、先づは右川筋一方之運送ニ付、北国筋より之運送弁利能いたし度、越前敦賀港より江州湖上迄之間見計、通船路取開方之義取調罷在候、右は未定之儀ニ付、書上ケニは相除候得共、粗右等之儀を差含、本書申上之内ニ左之一条認入、差上候義ニ御座候、
- 一、京地者一体米穀払底之土地ニて非常之事起り候節は甚心配仕候、別紙ニ差向候廉々を取調申上候得共、平常運送方入米等之手段は猶追々取調可申上候

ここで注意しておきたいのは、この町奉行の答申が出されたのが嘉永7年2月、すなわち湖北3カ村の請書が町奉行に提出されたのと同時期のものだけということである。「京都御備之御趣意」というのは、上記の町奉行の京都警衛構想に基づいた、非常の節のための御備米を意味していたのである。そのことは、下田耕助が、「表向帝都御備米之名目ニ有之候得は、御領分宿々村々難渋筋、且柳ヶ瀬御関所御指問之廉々抔被仰立候ても、容易御取合被下候筋と不被存」と述べていることと符合するのである。

また同時期、異変に備えて天皇の遷幸（動座）が議論されていた。これに関連して、やはり浅野・岡部の両奉行が先ほどの答申とは別に、同じ2月に「内々見込之趣別段申上候書付」を所司代に宛てて上申していた。これは、「両本願寺え京都之御固メ被仰付」という異色の提案であったが、「可成程は御動座無之方人心も鎮安之事ニ奉存候」として、動座には反対していた⁴³⁾。

以上から明らかになる点は、第1に彦根藩が拝命した「京都守護」についての認識にかなりのギャップがあったことである。彦根藩にとって「京都守護」は「京都警衛」を指揮すべきものと考えられたが、脇坂や浅野——東町奉行の岡部豊常の立場は今ひとつ明確でないが——にとっては、「京都守護」は相対的に上位にあったとはいえ、所司代が指揮する「京都警衛」に包摂されるべきものであった。

さらに重要な点は、彦根藩にとって「京都守護」は天皇を守護すること以外の何ものでもなかったが、それに対して所司代、とくに町奉行にあっては、第一義的には天皇を戴く京都という場の警衛こそが重視されたのである。別の表現をするならば、彦根藩にとっては、いざという時には天皇の動座によって「京都守護」は果たせると考えられたのである。たとえば、嘉永7年11月22日付での城使武藤新左衛門の井伊直弼宛上申は、「京師ニ万々一大変有之候節は、

時宜により御守護被遊候て、彦根御城へ御遷幸之義御取扱之御深意も可被為在御義哉と奉恐察」と述べ、直弼が「其辺之处迄も御程能被仰立候ハ、尚以御守護之御主意貫徹仕、堂上方は勿論、公辺も御安心之御義哉と奉存知候」(三-243, 498頁)と言う。こうした点から考えれば、彦根藩が京都警衛についての具体的な構想をもちえず、「京都御備米」を真剣に顧慮する必要もなかったことが理解できる。

また、このような市中民政重視の姿勢は陣屋地問題についても言える。彦根藩は「京都守護」を大義名分として三本木辺を強く求めていたが、所司代の脇坂や西町奉行の浅野は、「三本木辺ハ景地且多分之人家を潰候義御厭被成」という理由で難色を示していたのである(四-15, 41頁)。そして、こうした見方はとくに浅野に強かった。浅野や平塚のように市政を担当する町奉行や与力にとって、ただでさえ災害や物価騰貴に喘いでいた京都の民政、「人心」の行方が重要であった。また、先にみた平塚の「賑京私議」からも窺えるように、京都の繁栄、賑わいは天皇なくしてはありえず——このことは次にみる「御国恩」の問題とも関わる——、天皇動座を想定することは論外であった。通船路開鑿をめぐる確執の背景には、こうした「京都守護」「京都警衛」に関わる埋めがたい認識のギャップ、立場の相違が伏在していたと言える。

(4) 湖北通船路開鑿と町人資金 ——「御国恩」と存じ——

最後に簡単ながら、通船路開鑿工事の資金調達についてふれておきたい。

前述したように、湖北通船路開鑿事業は、鴨川浚ともども平塚飄齋の構想を浅野が具体化したものと考えられるが、すでに明らかにされているように、その表面上の発起人は敦賀と京都の商人たちであった。すなわち、彦根藩御用懸の桐畑善四郎(川並村庄屋)と田中治右衛門(中之郷村庄屋)の嘉永7年4月19日付の探索報告によれば、敦賀町の宇多弁次郎・中村屋伴介・近江屋原次郎の3人とほかに「問屋仲間一統同意之趣」としている⁴⁴⁾。宇多弁次郎は、敦賀の豪商打它家の関係者かと思われるが、詳しいことは明らかではない。

さらに、安政3年12月23日に所司代から町奉行へ工事許可がおりた直後の22日付で、糸割符商人の村瀬孫介(孫祐)⁴⁵⁾と酒井修理大夫、すなわち忠義の用達小林金三郎が町奉行へ請書を提出している。それによれば、町奉行からの達書は「其方共儀、御国恩と存、右通船并川筋普請、道直し等都て之義引請申候ハハ申合せ出金致し相仕立可申旨、先達て申立候趣、奇特成候義ニ付、申立候通り夫々引請申付、仕立中両組同心三人付切り、懸り与力折々為見廻候間、諸事得指図、仕様帳通入念仕立候様可致候」と述べていたことがわかる⁴⁶⁾。

村瀬と小林が「御国恩」を感じ、「奇特」なことを申し出たという形をとりつつも、実際には専管の同心と与力から諸事指図を受け、仕様帳どおり入念に仕立てることを命じていることからすれば、実質的な工事主体は明らかに町奉行であった。これは、同時期の内裏造営や鴨川浚についても同様であった。すなわち、前者では「昇平之御恩沢ヲ弁へ、右御造営御用途差加

相願」うよう、あるいは後者では「深く御国恩之程を厚奉存、夫々組町又ハ其筋々え申諭し、格別出精いたし出金御助成申上候様」要請していたのである⁴⁷⁾。

村瀬と小林の請書と同時に、大浦村・塩津浜村など浅井郡内17カ村からも工事開始に関わる請書が提出されたが、そこに記された与力（熊倉市太夫・飯室弥一郎・砂川^(徳)次郎）と同心（伴五郎兵衛・今井^(平)小源太・小寺仲蔵）はいずれも西町奉行、すなわち浅野の配下であった⁴⁸⁾。彼らが「同心三人付切り、懸り与力」の面々であったと思われる。「両組」とはいえ、実質的には西町奉行浅野の専管によって進められたことが、こうした点からも明らかとなる。なお、村瀬・小林がなぜ金主になったのか、平塚飄斎との関わりなどについては明らかにできていない。

おわりに

「はじめに」で記したように、安政4年12月下旬から通船路を使った米の運送が始められた。しかし、敦賀・正田間の通船路は2里余りの登りのため船を曳く人夫が多数必要であった。そのため陸路での輸送と比べて格安とはならず、文久2年段階ですでに通船路としては使われていなかったようである。また塩津に通じる新道も途中の峠越えがとくに冬場には困難であった（以上、杉江論文79頁）。こうしたことから考えるならば、通船路開鑿は、彦根藩・井伊直弼側が強い危機感をいだくほどのものではなかったといえよう。「京都守護」なる家格への過剰な自負心、それと関わる陣屋地問題などが絡み合うことで、彦根藩・井伊直弼側の小浜藩・酒井忠義側への疑心暗鬼が強まったように思われる。

その陣屋地問題であるが、本稿ではほとんど検討することができなかった。それでも、わずかながらふれたところから明らかなように、この問題においても酒井忠義は、彦根藩から必要以上に疑心暗鬼の目で見られていた。しかし、実際には、この場合にも浅野長祚の存在が大きかった。なお、彦根藩の陣屋地は、安政4年暮に鞍馬口辺（上御霊神社北側）に決定され、翌安政5年8月から土地収容（替え地）が始められるなど作業が開始され完成したものの、「明治七年以前には取りこわされて町家となっ」たという⁴⁹⁾。

次に、安政の大獄の前史という点では、本稿で述べたように、通船路開鑿事業の推進主体を浅野・平塚・川路に置き直すことで、なぜ彼らが「大獄」で難を蒙ったのかという点が理解しやすくなったと考える。安政6年5月18日付で宇津木景福が長野義言に宛てた書状によれば、町奉行所関係者の中でも、反井伊派として「草間列五郎・木村^(助)甚助・平塚飄斎等ハ重立候者」として、「公儀ヲ非二見、水隠〔水戸の隠居、すなわち徳川斉昭〕ニより候者ニて、以今改心共不相見」と記していた。さらに同書状は、「平塚飄斎ハ〔中略〕浅野へハ懇意之由、草間も浅野へ内通之者也」などと述べていた（十九-31, 101~102頁）。

拙稿「幕末の鴨川水害と鴨川浚計画」でも述べておいたことだが、浅野・平塚・川路の3名

はいずれも水戸藩・徳川斉昭との関わりが深い人物でもある。湖北通船路開鑿事業の推進勢力は、阿部正弘を含めていずれも水戸藩・徳川斉昭の人的ネットワークと重なるのである。先に引用した町奉行の答申が「異船襲ひ来候より右之騷擾ニ乗し、内変を生し」、「結句外寇之上陸いたし候よりは眼前此儀〔内変〕を心配仕候」と述べていたように、「京都御備」としての通船路開鑿事業は、外患に触発された内憂への危機感を下敷きとした水戸学的な民政論に通じる政策とも言える⁵⁰⁾。

さて、先に【史料 10】において、酒井忠義へ「御疑念被為晴候事」と述べたことを伝える安政 6 年 6 月 22 日付での長野義言の宇津木景福宛書状を紹介した。この書状は、また、前日 21 日に、「諸司代〔酒井忠義〕より御不審之義有之候趣ヲ以被仰出、東組与力木村勘助・草間列五郎・平塚表(マツ) 齋三人慎被仰付候由申来り候」と伝えるとともに、「右ニて与力之内問ハ治り可申と奉存候」と述べていたことは示唆的である。酒井への疑念が晴れた背景には、前年の元小浜藩士、すなわち酒井の旧臣である梅田雲浜の捕縛に続き、京都町奉行所内の肅清が酒井自身によって決着を付けられたことも大きな要因であっただろう。本稿「はじめに」で紹介したように、井伊直弼が酒井忠義を京都所司代に任じるにあたって、吉田常吉氏は「断腸の思いの決断」であり、「屈辱的な人事をあえてした」とするが、むしろ所司代再任を強く希望する酒井に対して、梅田雲浜捕縛と町奉行所内の肅清という 2 点において絵踏みを迫ったと解釈することもできよう。

以上、「井伊家史料」の読み直しと京都関係の史料とをふまえた本稿での考察、すなわち安政期の湖北通船路開鑿事業を当該時期に固有の状況に対する「京都御備」としてとらえることで、これまでの彦根藩と小浜藩との対立を軸とする通説の根本的再検討という課題は果たされたものと考えられる。

付記 本稿完成に至るまでに、牧知宏氏・佐竹朋子氏から種々ご教示を得ることができた。2012 年 12 月 20 日の日本史研究会近世・近代合同部会での参加諸氏からのご教示ともども末尾ながら謝意を表します。

注

- 1) 主要な研究としては、牧野信之助「琵琶湖開鑿問題について」（1925 年、のち同『武家時代社会の研究』刀江書院、1943 年、に再録）、山本元『敦賀郷土史談』（海光堂書店、1935 年）中の「琵琶湖の疏水計画」、渡辺政則・桜井邦夫「敦賀—湖北間運河開鑿問題について——井伊家史料を中心に——」（駒沢大学『史学論集』第 8 号、1978 年 3 月）、藤井讓治「江戸時代における敦賀・琵琶湖間運河開削計画の歴史」（『気比史学』第 2 号、1980 年 10 月）、中島葉子「敦賀—琵琶湖間運河開削計画——安政年間の計画を中心に——」（『小浜市史紀要』第 6 号、小浜市教

「京都御備」としての安政期の湖北通船路開鑿事業（鈴木）

育委員会、1987年3月）、吉田常吉『安政の大獄』（吉川弘文館、1991年）中の「第四 派閥の形成 二 阿部閣老派の幕吏と彦根藩 —— 敦賀・湖北間運河問題をめぐって ——」、杉江進「琵琶湖—敦賀「運河」計画の再検討」（交通史研究会『交通史研究』第64号、2007年12月）がある。関連する自治体誌史では、福井県敦賀郡役所編・刊『敦賀郡誌』（1915年）、黒田惟信編『東浅井郡志』（東浅井郡教育会、1927年）、滋賀県編・刊『滋賀県史』3（1927年）、『敦賀市史』通史編上（敦賀市役所、1985年）、余呉町誌編さん委員会編『余呉町誌』通史編上巻（余呉町役場、1991年）、彦根市史編集委員会編（担当編集委員：鈴木栄樹）『彦根市史』第三巻「通史編 近代」（彦根市、2009年）の第一章第一節「開国と彦根藩」中の「越前路掘割計画への対応」と「堀割問題の帰結」（羽賀祥二執筆）

史料としては、『大日本維新史料 類纂之部 井伊家史料』（東京大学出版会）、余呉町誌編さん委員会編『余呉町誌』史料編上巻（余呉町役場、1988年）所収の「桐畑善四郎文書」、「酒井家編年史料稿本」（小浜市立図書館蔵）、『敦賀市史』史料編4下（敦賀市役所、1983年）中の「西村弘明文書」などが利用されてきた。なお、桐畑善四郎は川並村の庄屋で中之郷村庄屋の田中治右衛門とともに彦根藩の御用懸を命じられ、同藩に情報を送っていた。

史料の引用に際しては、刊本史料を含め、原則として、変体仮名やろはひら仮名に、異体字は通行の字体に、常用漢字の旧字体は新字体になおし、適宜句読点を施し（なおし）た。闕字・平出・台頭などは採っていない。また、引用文中の〔 〕内は、筆者による補足である。『井伊家史料』からの引用にあたって、巻数—文書番号、頁で該当箇所を示した。

- 2) 吉田常吉前掲『安政の大獄』190頁。
- 3) 『京都市政史編さん通信』41号（京都市市政史編さん委員会、2011年7月）。
- 4) 彦根藩の反対論については、吉田常吉前掲『安政の大獄』94頁参照。
- 5) 彦根藩の相州警衛と京都守護の問題については、岸本覚「彦根藩と相州警衛」（彦根藩資料調査研究委員会編（編集代表：佐々木克）『彦根城博物館叢書1 幕末維新の彦根藩』サンライズ出版、2001年）を参照。
- 6) 彦根藩では、この造営費用の負担、すなわち上納金の五ヵ年賦を幕府に要請したものの拒絶された。羽賀祥二「開国前後における朝幕関係」（『日本史研究』207、1979年11月）は、彦根藩が、幕府のこうした対応に対して、「斉昭と結んで政権を握る阿部の幕政からの排除、井伊の大老就任という政権奪取」を図ろうとし、また、内裏造営問題と京都警衛問題において敵対する薩摩藩などの「雄藩と朝廷との政治的結合を阻止することを京都守護たる自藩の役割として課した」（23頁）と、示唆に富む見方をしている。
- 7) 吉田常吉前掲『安政の大獄』は、『昨夢記事』に拠って、当時、彦根家中ですら「御深密之御趣意」を知る者は少ないという情報を紹介している（112頁）。
- 8) 安政4年正月頃の宇津木景福宛長野義言用状（断簡）には、「御入魂方ニ付、御音物被下等之儀は、時宜ニ随ひ取計之上ニて被仰上候て宜敷御座候」（五-35、77頁）とある。
- 9) 前掲『余呉町誌』史料編上巻所収「桐畑善四郎文書」444頁。ほかに「井伊家文書」四-92、224頁など参照。
- 10) 刊本『井伊家史料』の注記では、渡辺金三郎を「京都東町奉行与力」としているが京都市歴史資料館編・刊『京都武鑑』上（2003年）によれば西町奉行与力である。
- 11) 12月23日付での在藩側役宛の城使富田権兵衛用状は、佐倉藩公用人森村助左衛門を通して聞き取った堀田の次のような発言を記している。「此義〔湖北通船路〕は先頃中頻ニ模様不宜様子ニて、彼是〔阿部正弘から〕内談も有之候処、其後更ニ咄合も無之、仍て其儘調中之事と心得居

候、実は辰之口〔阿部正弘〕、懸りにて取調候儀故、京地え申越方等は彼方にて取扱候義と被存候〕(四-191, 506頁)。

- 12) 吉田常吉前掲『安政の大獄』101頁。
- 13) 京都市編・刊『京都の歴史』6(1973年)37~38頁(森谷尅久・木下政雄執筆)。村田路人「享保の国分けと京都・大坂町奉行の代官支配」(大阪大学文学部日本史研究室編『近世近代の地域と権力』清文堂, 1998年)325頁。また、「支配国」については、村田路人『近世広域支配の研究』(大阪大学出版会, 1995年)、藪田貫『近世大坂地域の史的研究』(清文堂, 2005年)、岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』(柏書房, 2006年)などを参照。
- 14) 彦根藩の筋奉行については、東谷智「彦根藩筋奉行の成立と機構改編について」(彦根藩資料調査研究委員会編(編集代表:藤井譲治)『彦根城博物館叢書4 彦根藩の藩政機構』サンライズ出版, 2003年)を参照。
- 15) 下田耕助(好文)の四男六蔵は、東町奉行与力の草間列五郎の養子となり、自由民権運動家として知られる草間時福である。草間列五郎は、大獄下の安政6年6月21日、元東町与力平塚飄斎や当時東町与力木村勘助ともども「愼」の処分となり(6月22日付宇津木景福宛長野義言書状, 十九-67, 233頁), 24日に木村は自害するに至る(6月25日付宇津木景福宛長野義言書状, 十九-71, 240頁)。彦根側へ露骨に情報を流していた西町奉行与力渡辺金三郎や東町奉行与力加納繁三郎とは異なり、下田耕助が内々の詳細な情報を得ていたこと、またそうした情報を彦根側に流すにあたって極めて慎重な姿勢をとっていたのも草間列五郎などとのつながりによるのかもしれない。なお、草間時福については、永江為政編『四十年前之恩師草間先生』(草間先生謝恩会, 1922年)、寺崎修「福沢門下の自由民権運動家——草間時福小伝——」(慶應義塾福沢研究センター『近代日本研究』24, 2007年)参照。ちなみに、草間列五郎の次男豊蔵(登与蔵とも)は二条御城御門番組与力の中川家へ養子にはいった中川重麗(霞城・四明)である。大正7年1月5日より2月3日にかけて『日出新聞』紙上に川田瑞穂が「平塚飄斎」の伝記を連載するが、平塚飄斎の嫡孫清敬が所蔵する同家の文書の借覧にあたって、日出新聞社記者(大正5年3月に退社後は社友、翌6年5月16日に死去する)の中川が仲介の労をとっていたことは興味深い。中川四明については、清水貞夫『俳人四明覚書』全5冊(現代文藝社, 1992年~2011年, 非売品)参照。
- 16) 渡辺・桜井論文55頁。また、「井伊家史料」第4巻には関係諸村からの嘆願書が掲載されている。
- 17) 相州警衛での彦根藩への悪評については、岸本覚前掲論文16頁以下を参照。なお、当時浦賀奉行に就いていた浅野長祚の自記になる「梅堂浅野長祚君行状 甲号」(写本宮内庁書陵部所蔵)は、「時ニ彦根侯〔井伊直亮〕ノ守ルトコロ財ヲ慳シテ器械整ハス、士氣懈怠、長祚コレヲ憂テ屢福山侯〔阿部正弘〕ニ白ス、侯命シテ其邸ニ至テ利害ヲ説シム、尚聴サルカコトキハ其主ヲ退ケテ、其子〔直弼〕に家督セシ〔ム欠カ〕ヘシト、爰ニ於テ往テ説再四、漸クニシテ千駟〔駄〕崎ノ砲台ヲ築キ巨砲ヲ備ニイタル」とある。藩主は直弼に替わったとはいえ、浅野が彦根藩による京都警衛のあり方を見る目には引きつづき厳しいものがあつただろう。嘉永7年9月の露艦大坂湾侵入後の11月18日、幕府は彦根藩に2番手までを京都に常駐させ、京都守護を嚴重にするよう命じるが不十分なため、翌安政2年正月11日、兵員・武器の不足を同藩に通達した。同月9日付の宇津木景福・山下兵五郎の家老宛上申書(写)は、この間の彦根藩への通達について、「全く浅野様抑り被仰立候事ニハ無之哉と被察候」と認識していた。なお、同上申書は「万一も此上三番手迄も御指出し有之様之御達しニ相成候ては、迺も御取続も難相成、御一大事と奉存候」

「京都御備」としての安政期の湖北通船路開鑿事業（鈴木）

- (四-5, 10 頁)と述べ、藩財政への強い危機感を示していた。浅野には、「京都守護」を強く自認し、御所近辺の三本木辺の住民を立ち退かせてまで同地に広大な陣屋地を要求するわりには、京都守護としての実態が伴わない彦根藩への不信感が胸中に伏在していたのではないだろうか。
- 18) 吉川弘文館版『孝明天皇紀』2, 180 頁。なお、鴨川浚の場合にも朝廷から三条実万を通じて所司代の脇坂安宅へ要請があったことについては、拙稿「幕末の鴨川水害と鴨川浚計画」3 頁参照。
- 19) 賀川隆行『近世大名金融史の研究』（吉川弘文館, 1996 年）参照。
- 20) 藤井讓治論文 18 頁以下参照。文化年間の通船路事業については、藤井・杉江論文などを参照した。
- 21) 拙稿「嘉永七年京都大火と安政度内裏造営 ——「脇坂安宅日記鈔」「禁裏延焼一件」を中心に——」（近世災害研究会編『立命館大学グローバル COE プログラム 歴史都市を守る「文化遺産防災学」推進拠点 平成二二年度報告書 嘉永七年京都大火・安政度内裏造営関係資料』）207 頁以下も参照。
- 22) 小林文広「幕末維新期京都の都市行政」（伊藤之雄編著『近代京都の改造 —— 都市経営の起原 1850～1918 年 ——』ミネルヴァ書房, 2006 年）。小林氏は、これまで山陵研究ばかりが注目されてきた平塚飄齋について、困窮者救済などにも大きな足跡を残したことに注目する。そして、救済活動によって米価高騰に対処する一方で、米価高騰の原因を検討し、抜本的な解決策に取り組みうとしたと述べ、その一例として「賑京私議」における通船路構想を紹介しているが、実際の通船路開鑿事業に言及しているわけではない。
- 23) 国立公文書館所蔵。拙稿「平塚飄齋の述作「賑京私議」(抄出)」（『京葉論集』19, 京都薬科大学京葉論集刊行会, 2012 年 12 月）に平塚の私見の箇所を翻刻しているので参照されたい。なお、同書の蔵書印「読杜艸堂」は、明治時代の蔵書家望南寺田弘のものである。齋藤兼蔵（琳琅閣第二代）「初代琳琅閣主人とその周辺」（反町茂雄編『紙魚の昔がたり 明治大正篇』八木書店, 1990 年, 初刊は 1934 年）には、次のような興味深い記述（齋藤からの聞き取り）がみられる（122～123 頁）。「先代の商売を始めた時分から亡くなりますまで、始終一貫してお出でになった方で、薩摩の寺田弘、号を望南といわれた方がありました。よく杜詩をお好きで読まれたので、読杜草堂という号もありました。この方は明治初年頃、文部省の大書記官をなさっておられました。薩摩の名門の出で、重野安繹・町田久成・小牧昌業・松方正義、その他薩摩名家の方々などと極く近しくされておられました。〔中略〕よく我々が扱っている本に「読杜草堂」という小さい四角な印が押してあるのがありますが、その本は一度先生の御蔵書になった本です。あまりその判を押した本が多いため、ある悪口屋が、寺田先生は判を押すために本を買うのではないかと、言う程でした。なんでも明治の初年に浅野梅堂さんが徴禄して、谷中の邸内で諸道具、その他書画、本等売り喰いにしておられた事があったそうです。その時に宋元版、旧刻本等、相当沢山を一括して百円で寺田さんが買われたと、よく先生にその話を聞いた事があります。」国立公文書館所蔵の「賑京私議」は、あるいは浅野長祚所蔵のものが明治にはいって寺田望南の所蔵となったものかもしれない。
- 24) 浅野長祚（梅堂、室号は漱芳閣）については、坂本十九郎「漱芳閣書画記とその著者浅野梅堂に就いて」（『美術研究』第 3 年第 11 号, 1934 年 11 月）、水田紀久「雅吏 浅野梅堂」（大谷大学文学研究会『文藝論叢』第 4 号, 1975 年 3 月）、坂口筑母『幕末の文化人 浅野梅堂』上・下（明石書房, 1982 年）などを参照。
- 25) 川田貞夫「幕末修陵事業と川路聖謨」（『書陵部紀要』第 30 号, 1978 年）20 頁。また同氏の遺

著『川路聖謨』（吉川弘文館，1997年）も参照。なお、勘定所という能力主義的な日本型組織との関わりで川路にふれたものに、笠谷和比古『士思想 —— 日本型組織と個人の自立 ——』（岩波書店〈同時代ライブラリー〉，1997年，初刊『士思想 —— 日本型組織・強さの構造 ——』日本経済新聞社，1993年に加筆訂正）がある。

- 26) 三井文庫編『近世後期における主要物価の動態〔増補改訂〕』東京大学出版会，1989年，105～106頁。
- 27) 川田貞夫掲「幕末修陵事業と川路聖謨」12～13頁参照。
- 28) 高井多佳子「京都女子大学博物館学芸員課程所蔵『京都加茂川沿革史（加茂川橋梁沿革記）』について」（京都女子大学史学会『史窓』第68号，2011年）。巻末の「附記」によれば、熊谷直行（1843～1907）は、「予壮年翁〔平塚〕を識」り、「予か当時見聞する所を挙げ、尚其親戚野村鉄之丞氏に就きて逸事を問ひ併せ記して之を巻尾に附録」したものである。安政3年の鴨川渡、翌4年の四条橋の架橋などについて、9点の彩色画（翻刻ではモノクロ）が文中に挿入され、たいへん興味深いものになっている。
- 29) 平塚飄齋が主宰して嘉永七年に最初の集まりがもたれた山陵会には三条実万も参加していたという（東京大学史料編纂所所蔵「贈正五位平塚飄齋伝」など）。この山陵会の背後には浅野長祚の存在が推測できる。
- 30) 嘉永7年の京都大火については、近世災害研究会編前掲報告書，同編『平成二四年度報告書 近世京都災害関係資料』（2013年2月）に關係史料が掲載されている。
- 31) 『余呉町誌』史料編上巻，444頁参照。
- 32) 砂川健次郎ものに安政の大獄で難を蒙る助力である。飄齋の母親は砂川氏の出であり、またその母親（飄齋の祖母）は草間家の出自であるから、砂川健次郎・草間列五郎は飄齋の血縁かと思われる（平塚飄齋「病間漫筆」森銚三他編『随筆百花苑』第5巻，中央公論社，373頁以下参照）。また、飄齋の父節齋の亡妻（先妻）は木村氏の出身であり（川田瑞穂掲「平塚飄齋」（1），おそらく注15）でふれた木村勘助の血縁につながるものであろう。平塚飄齋らのグループの中核は、こうした相互の血縁関係で結ばれた助力家の人びとだった。
- 33) 国立公文書館所蔵の「京都綴込 出立前 上」（166-303）。この史料は、年を欠くが、通船路工事における浅野の主体性が明らかになるので、下記に引用しておく。同書の筆者については、今のところ上方出張との関わりで川路聖謨を想定しているが、今後の検討課題としたい。なお、同書の所在については、牧知宏氏からご教示を得た。

「若州留守居え達書

御領分敦賀湊より正田迄通船路再興之儀は、其御方にて御仕立之廉ニ付、出来之上当表より見分之者被差遣候儀ニは無之候間、皆出来いたし候ハ、御都合次第通船御申付、其段御届方有之候様被存候、然ル処、通船路再興之儀は、江州路通船山道取開方ニ引纏ひ、当表両奉行より被相伺、御差込之趣中務少輔より御達被申候儀ニ有之、且新道荷物附送り方等取締之儀は猶被相伺候様御差込有之、追々取調之次第も有之候付、組之もの江州路出役序敦賀湊より正田迄之通船路再興場出来形運送便利之模様等可惣及見置候様被申付候筈ニ有之候、此段御達申置候様中務少輔被申候事

七月」

- 34) 川路聖謨と浅野長祚との間柄については、注24）、25）の文献のほか、岸本覚「幕末奈良奉行と古物 —— 川路聖謨と天皇陵 ——」（鈴木良・高木博志編『文化財と近代日本』（山川出版社，2002年）44頁も参照。文久2年に川路の嫡孫川路太郎（簡堂）と浅野の娘花子とが婚姻、姻戚関

「京都御備」としての安政期の湖北通船路開鑿事業（鈴木）

係になることから両者の間柄が窺えるであろう。なお、太郎と花子との間に生まれた誠は、口語自由詩の先駆者として知られる川路柳虹である。

- 35) 藤井甚太郎編『川路聖謨文書』第6（日本史籍協会，1934年）343頁。なお、江戸出立前日の9月6日付での阿部正弘からの書状では、「道中筋之模様、地震・水災之模様、其後手当之模様、御料所御代官之世話届か不屈歎之様子、風聞之善悪、土地之治方并私料之向、世話之模様、其外共厚心付ケ、御料・私料共百性共難儀いたし居候義は無之哉、巨細に見聞之趣、内密可被申越、京坂を初メ遠国在勤之向、勤方之様子、風聞等承込候儀は内々無伏蔵可被申越事」と指示されていた（『川路聖謨文書』第8，1934年，330頁）。
- 36) 拙稿「幕末の鴨川水害と鴨川浚計画」5頁。
- 37) 京都警衛をめぐる諸問題については、羽賀祥二前掲「開国前後における朝幕関係」参照。
- 38) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本古文書 幕末外国関係文書』4（1910年），326～336頁。
- 39) 岩城卓二氏は、「所司代自身は「当表之模様駢と難相分」と、具体策をほとんど提示することはできなかった」と述べているが、「当表之模様駢と難相分」というのは脇坂が老中からの諮問の文言を引用した部分であり、脇坂自身の言葉ではない。また、脇坂の構想において「彦根藩井伊家を中核とした京都守衛体制が展開されている」（いずれも岩城前掲『近世畿内・近国支配の構造』246頁）とするが、そのように読み取るのは困難である。
- 40) 前掲『幕末外国関係文書』4，128頁。
- 41) 38) 掲出書127～128頁。『幕末外国関係文書』5（1912年）400～414頁。また、歴史資料課「〈史料紹介〉総合資料館所蔵の中井家文書について 付、中井家文書・参考文書目録」（京都府立総合資料館『資料館紀要』第10号，1981年）117頁以下も参照。なお、同月、両町奉行から所司代宛に「外寇異変の為め米金用意の件」が上申されている（『幕末外国関係文書』5，433頁）。
- 42) 東京大学史料編纂所「維新史料網要データベース」。
- 43) 前掲『幕末外国関係文書』5，438頁以下。
- 44) 前掲『余呉町誌』史料編上巻，475頁。
- 45) 牧知宏「安政度内裏造営における京都町人の献金について」（近世災害研究会編前掲報告書）の付表「安政度内裏造営の献金者」によれば、「糸割符 村瀬孫祐」が銀10貫目を献金している（255頁）。
- 46) 前掲『余呉町誌』史料編上巻，433頁。
- 47) 牧知宏前掲「安政度内裏造営における京都町人の献金について」239・244頁。
- 48) 前掲『余呉町誌』史料編上巻，473～4頁。京都市歴史資料館編・刊前掲『京都武鑑』上。
- 49) 前掲「〈史料紹介〉総合資料館所蔵の中井家文書について」117頁以下。
- 50) 吉田俊純『水戸学と明治維新』（吉川弘文館，2003年）35頁以下参照。

要 旨

幕末安政期に、日本海側の敦賀と琵琶湖北部の塩津など3カ村との間に通船路の開鑿と道路の整備とからなる事業（以下、湖北通線路開鑿事業）が計画、実施された。極秘裡に進められたこの湖北通船路開鑿事業についての従来の研究は、主として「井伊家史料」中の「堀割一件」史料にもとづいて、次のような通説を作りあげてきた。それは、①この事業が、表面上「京都御備」を理由にしてはいるものの、実際は、小浜藩主で元京都所司代の酒井忠義が敦賀（敦賀藩は小浜藩の支藩）の繁栄を意図したものであるとみなし、様々な点で自藩に不利になるとしてあくまでその阻止を企てながらも果たしえなかった彦根藩・井伊直弼側との対立構図を描き、②これを安政の大獄の前史として位置づけるといえるものである。

しかしながら、この通説①については、小浜藩側の関連史料をほとんど欠き、その実態がいまいであり、通説②についても、彦根藩・井伊直弼側と対立した酒井忠義が、通船路完成の翌安政5年、大老に就任した井伊直弼のもとで京都所司代に再任され、安政の大獄の指揮をとったことと整合性をなさない。

本稿では、「井伊家史料」を読みなおすとともに、新たな史料に基づいて次のことを明らかにした。すなわち、従来の研究が彦根藩・井伊直弼側の誤解・邪推に囚われたものであること、通船路開鑿事業が、内陸部に位置する京都の米穀運送の便を改善することで、米価高に苦しむことの多い京都の賑恤と繁栄を図るとともに、その公式の理由どおり、当時の対外的な危機のもとでの「京都御備(米)」を目的とした国防的な意味をもつものであり、朝廷側の意向を受けたものであるとした。また、それを計画・実施した真の主体が、嘉永5年に西町奉行に就任した浅野長祚とすでに天保期に通船路事業を構想した元京都町奉行与力平塚飄齋であり、中央では老中阿部正弘と勘定奉行川路聖謨らが、当時の朝幕関係が重要視されるなかで、彦根藩側からの妨害を警戒しつつその事業を推進したことも明らかにした。さらに、彦根藩・井伊直弼側の誤解・邪推の背景として、通船路事業が彦根藩の財政的窮迫からする危機感を刺激したこと、嘉永7年に命じられた京都守護についての過剰な自負心、それにとまなう在京陣屋地問題、所司代や町奉行ほか他の諸藩も含めた京都警衛問題などがあり、そうしたなかで小浜藩・酒井忠義側への疑心暗鬼が強められたが、徐々に真相を理解するに至ったとした。

キーワード：浅野長祚、平塚飄齋、川路聖謨、京都警衛、安政の大獄

Abstract

The construction of canals and roads running between the Sea of Japan and Lake Biwa in 1850's has been researched within the framework of the conflict between the Hikone Clan and the Obama Clan. Because II Naosuke, Lord of the Hikone Clan, supposed that the canals and roads would bring a large disadvantage to his Clan though a large interest to the Obama Clan, because Tsuruga, northern starting point of the canal, is a town of Tsuruga Clan, a relative clan of Obama Clan.

But I think that the construction was projected by ASANO Nagayoshi, Kyoto Nishi-Machi-Bugyo, and ex-Yoriki HIRATSUKA Hyosai and was supported by ABE Masahiro, Minister of the TOKUGAWA Shogunate, and KAWAJI Toshiakira, Kanjo-Bugyo, who was on very intimate terms with ASANO. They projected the construction in order to improve the transportation between Kyoto and the Sea of Japan, where many ships have been transporting rice and other provisions to Kyoto. Foreign warships threatened Osaka, from where many provisions were transported to Kyoto. It was feared that if foreign troops should occupied Osaka, Kyoto would be starved. They needed secure another route of transportation. And then, I suppose, the project was veiled as a confidential one.

II misunderstood the project. On the other hand, he regarded his clan as traditional Guardianship of Emperor, which he insisted that was delegated by founders of the Shogunate. His and his vassals' self-confidence seems to have complicated the situations. Shortly afterwards II, who assumed office as Tairo, or Premier in 1856, suppress many people involving ASANO and HIRATSUKA.

Keywords : ASANO Nagayoshi, HIRATSUKA Hyosai, KAWAJI Toshiakira, Defense of Kyoto, Oppression in Ansei Period